

## 目 次

請求の趣旨	2 頁
請求の原因	
第1 当事者及び事案の概要	
1 当事者	3 頁
(1) 被告ら	
(2) 原告ら	
2 事案の概要	4 頁
第2 本訴訟の趣旨	
1 はじめに	5 頁
2 本件ダム建設の問題性	6 頁
3 財政上の問題性に対する弾劾	19 頁
4 小括	23 頁
第3 本訴訟の前提問題～ODAについて	
1 ODA（政府開発援助）	24 頁
2 日本国のODAの問題性	26 頁
第4 本件ダム建設を巡る事実の経過	32 頁
第5 本件ダム建設計画に対する住民の対応等	
1 年表	35 頁
2 住民の反対の動き	
(1) 捏造された移転・補償同意書	38 頁
(2) 現地住民代表の来日と日本政府による住民要求の拒絶	41 頁
第6 本件ダム建設によって生じた被害	
1 原告らが居住する各村落の状況	
(1) タンジュン・バリット村（原告番号A 1番～A250番）	43 頁
(2) タンジュン・パウ村（原告番号B 1番～B242番）	44 頁
(3) タンジュン・アライ村（原告番号C 1番～C382番）	47 頁
(4) ルブック・アグン村（原告番号D 1番～D557番）	
(5) コト・トゥオ村（原告番号E 1番～E336番）	48 頁
(6) ムアラ・タクス村（原告番号F 1番～F314番）	
(7) ムアラ・マハット・バル村（原告番号G 1番～G821番）	
(8) ポンカイ・バル村（原告番号H 1番～H158番）	49 頁
(9) グヌン・ブンス村（原告番号I 1番～I144番）	
(10) ポンカイ・イスティコマ村（原告番号J 1番～J175番）	52 頁

(11) タンジュン村 (原告番号K 1番～K284番)	
(12) バルン村 (原告番号L 1番～L 200番)	
2 原告らの被害	
(1) 移住先の劣悪な環境	53 頁
(2) 飲料水の確保の困難性	
(3) 深刻な収入難	54 頁
(4) ミナンカバウ社会の破壊	
(5) 補償問題の未解決	56 頁
(6) 自然環境の破壊	57 頁
第7 被告らの違法有責性	
1 本件ダム建設自体の違法性	
(1) 本件ダム建設による現地住民の生活被害	60 頁
(2) 本件ダム建設による共同体・独自文化の破壊	
(3) 野生生物の生存の危機	
(4) 非自発的移転の違法性	
(5) 3条件の不履行	69 頁
2 共同不法行為	
(1) 日本国の有責性	
① 未必の故意	71 頁
② 有過失	78 頁
(2) 東電設計の違法有責性	79 頁
① 東電設計の役割	
② 要請主義の潜脱	
③ フィージビリティ・スタディの欺瞞性	80 頁
i 架空の電力需要	
ii 本件ダム建設による影響についての誤った予測	81 頁
iii 住民に対する極めて不完全な手当て	82 頁
iv ミナンカバウ社会への無理解	84 頁
v 自然環境・生態系への影響に関する極めて不完全な調査	85 頁
④ プロジェクト監理契約の不履行	
(3) JICAの違法有責性	
① フィージビリティ・スタディの作成	86 頁
② 環境ガイドラインの遵守義務違反	
(4) JBIC (OECF) の違法有責性	
① 被害の予見可能性	88 頁
② OECF環境ガイドライン違反	

第8 原告らの被告に対する請求権	
1 原状回復	89 頁
(1) 原状回復の必要性	
(2) 原状回復の妥当性・非代替性	
(3) 原状回復についての、被告らの作為義務の内容	90 頁
(4) 被告らの作為義務の根拠	
①原告らの人格権に基づく原状回復請求権	91 頁
②原告らによる請求者代位権の行使	92 頁
2 損害賠償請求	
第9 結語	93 頁

# 訴 状

2002年9月5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告3861名訴訟代理人

弁護士 古川美

同 浅野史生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金193億500万円

貼用印紙額 金 0円 (訴訟救助申立予定)

## 請　　求　　の　趣　　旨

- 1 被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙1記載の勧告を行え
  - 2 被告東電設計株式会社は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙2記載の勧告を行え
  - 3 被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙3記載の勧告を行え
  - 4 (予備的請求)  
仮に、前記請求の趣旨1ないし3が容れられない場合、被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙4記載のとおりの勧告を行え
  - 5 被告らは、原告らに対し、連帶して金193億500万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
  - 6 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決並びに第5項について仮執行宣言を求める。

# 請　　求　　の　原　　因

## 第1 当事者及び事案の概要

### 1 当事者

#### (1) 原告ら

原告らは、いずれもインドネシア共和国の国民で、スマトラ島中部リアウ州バンキナン付近を流れるカンパル・カナン川及びマハット川流域に居住していた住民であって、後記コトパンジャン・ダム（以下、「本件ダム」という）の建設に伴い、居住地を強制立退させられた者である。なお、各原告が所属していた村落の従前の居住地及び立退先並びにその時期は、別紙村落一覧表記載のとおりである。

#### (2) 被告ら

① 被告日本国（以下、「日本国」という）は、インドネシア共和国が本件ダムを建設するにあたって、同共和国に対して、政府開発援助（以下、「ODA」という）の決定を行い、当時の海外経済協力基金（以下、「OECF」という）に指示をして、本件ダム建設資金の円借款をなさしめたものである。

② 被告株式会社東電設計（以下、「東電設計」という）は、土木施設、建築物の設計、施工、工事監理および保守等を目的とする株式会社であって、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社とコンサルタント契約を締結し、本件ダム建設計画の立案・遂行・監理等を行ったコンサルタント業者である。

③ 被告国際協力銀行（以下、「J B I C」という）は、日本国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を目的とする銀行であり、1999年10月、前

記O E C F と日本輸出入銀行が合併することにより設立された。

後記のとおり、O E C F 時代において、本件ダム建設にあたって、1985年、1990年、1991年の三度にわたり、インドネシア共和国政府に対し、円借款を供与している。したがって、1999年10月以前については、「O E C F」、1999年10月以降については、「J B I C」と表記することとする。

- ④ 被告国際協力事業団（以下、「J I C A」という）は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進に必要な業務等を目的とする機関であり、本件ダム建設にあたって、事前調査、フィージビリティ・スタディ調査（実行可能性調査）等に関与した。

## 2 事案の概要

- (1) 本件ダムは、インドネシア共和国スマトラ島中部に位置するリアウ州バンキナン近くのカンパル・カナン川に位置し、発電・洪水制御・灌漑・観光開発・養魚などを目的とする多目的ダムであり、高さ58メートル、堤長257.5メートルのコンクリート重力式ダムである。
- (2) 本件ダムは、1979年、東電設計がプロジェクト・ファインディングと呼ばれる援助案件探しを行い、J I C Aが開発調査を行うことによって、東電設計が本件ダム建設のプロジェクト全体の監理を受託し、O E C F が総額で311億7000万円の借款契約を行ったうえで、1996年3月に完成され、1997年2月28日から本格的な貯水がなされた。
- (3) 本件ダムの貯水池は、カンパル・カナン川とマハット川の合流地点から10キロメートル下流に位置し、地形上、バックウォーター域が広大なものとなつており、当初計画では、水没面積は、124平方キロメートルにも及ぶ予定であった。

そのため、これらの二つの川に沿って走っている国道と州道が水没するばか

りではなく、多くの集落が水底に沈むとの前提で、およそ1万7000人～2万3000人の流域住民が、強制的に立ち退かされた。そして、この強制移住により、住民の伝統的生活・文化は完全に破壊され、移住先の劣悪な生活条件により、住民の生存・生活は危殆に瀕している。

また、同地域には、象・虎・バク・猿などの希少生物が生息していたところ、本件ダムの建設に伴う自然環境の破壊・生態系の破壊などにより、絶滅の危機に瀕している。

(4) 本件訴訟は、本件ダム建設により、非自発的移転を余儀なくされ、様々な被害を被った現地住民である原告らが、本件ダム建設設計画の立案・遂行等を行った東電設計・JICA及び本件ダム建設の建設費用を供与した日本国・JBICらに対して、原状回復のための措置及び被った損害の賠償等を求める事案である。

## 第2 本訴訟の趣旨

1 本訴訟は、従前より批判・現地住民の怒りと怨嗟の的となってきていた日本のODAによる開発プロジェクトによる深刻な被害に関して、現地住民自身が主体となって、日本政府など関係諸機関の責任を追及する最初の訴訟である。

ここでは、これまで「援助」、「開発」の美名の下に、現実にはどのような事が行われてきたか、どのような事態が生み出されてきたのか、それらによつていかに深刻な被害がもたらされてきたのか、これらについての赤裸々な現実が、現地社会への経済的・社会的側面への重大な影響の点から、また自然環境に対する破壊的な影響の点から明らかになる。

本訴訟の趣旨は、まず何よりもこのような破壊を弾劾し、被害者たる現地住民を救済することにある。

また、さらには、本訴訟はODA問題に有する別の問題性をも剔抉し、これを弾劾するものである。すなわち、本件の如き誤ったODAを許してきた日本

のODA政策の根本的非民主主義性・非国民主権性の弾劾であり、ひいてはODAの有する深刻な財政的問題性、すなわち、

- (1) 一方での、対象国における膨大な累積債務問題と経済圧迫、およびいずれは現実化せざるを得ない債務キャンセル問題、
- (2) 他方における、これと裏腹の、我が国における膨大な不良債権の抱え込みと財政投融資会計等の破綻の危機

についても、これを明らかにし、ODA政策の誤謬を弾劾していくものである。

以下、これら諸点について論ずる。

## 2 本件ダム建設の問題性

- (1) 本件ダムの今日の惨状は、東電設計によって作成されたJICAのフィージビリティ・スタディにおいて架空の電力需要がでっち上げられたことに起因している。

フィージビリティ・スタディ報告書では、リアウ州の人口密度は23.7人／平方キロメートルであるとしていたにもかかわらず、「急増する電力需要を賄う」ために、114メガワットの発電が必要だとしていた。その主な理由としては、将来ジャワ島からスマトラ島への「集団移住計画」が増大するにつれて電力需要が増えるとの仮説を用いていた。

しかし、「集団移住計画」には経済的・社会的・環境的な問題があることが、インドネシア内外の人権保護団体、環境保護団体などから指摘されてきた。そして、実際にも、スハルト政権の崩壊に伴って「集団移住計画」は中止されることとなった。

こうして、本件ダムの建設の前提条件が崩れてしまったのである。

- (2) 本件ダム建設への日本政府の円借款の供与に際しては、原告住民・インドネシアの非政府組織（以下、「NGO」という）である「インドネシア森林保全ネットワーク」、さらに日本の国会議員とNGO「地球の友」などにより、こ

れへの融資を差し控えるよう再三再四にわたって申し入れがなされてきた。

この申し入れに際しては、もしも地元住民への電力供給ならば、5メガワット程度の小規模発電で十分で、114メガワットもの発電量が、なぜに必要なのかとの疑問が提起された。また、「電力の大口需要は何か」との問い合わせもなされた。

しかし、JICA・OECF・外務省はいずれも、こうした問い合わせに答えることができなかつた。それにもかかわらず、外務省は「リアウ州および西スマトラ州における電力需要増に対処するため」との理由を付けて、円借款の供与を強行してしまつた。

この融資強行の真の理由は、スハルト政権への迎合にあつたと見るほかない。そもそも本件ダム建設計画は、1979年に東電設計によって打ち出されたのであるが、それ以来久しく棚上げ状態になつてゐた。しかし、本件ダム建設計画は、1990年になって突然に動き出した。その理由は、スハルト・ファミリーが、シナルマス・グループ、サリム・グループなどの華僑系財閥とタイアップしてスマトラ島、特にリアウ州で油ヤシ、ゴム、大豆などの農園を造成して、さらに、農園加工業の育成を計画し、その加工用電力を必要としたためであった。

そのことは、コトパンジャン現地において本件ダム建設の推進役を演じた当時のリアウ州知事スエリプトが、スハルト・ファミリーの利益を実現するために、スハルトによって、リアウ州に派遣された国内大使であり、「パーム油工場、・・・合板、その他河川基盤産業を発展可能とするためには、地域社会が犠牲にならなければならない」と発言していることからも、明らかである。

また、このダム建設そのものがスハルト一族のファミリー・ビジネスのためのものであった。たとえば、ダム建設に際して、付け替え道路の建設を受注したのは、スハルトの長女トゥトゥットの営む会社と彼女の夫インドラ・ルクマナ・コワラの営む会社であった。

しかし、スハルト政権が崩壊した今日では、ファミリー・ビジネスそのものが頓挫し、電力の大口需要は無くなってしまったのである。

(3) 本件ダムは、予定された電力の大口需要が無くなってしまった上に、今日、水位低下という深刻な問題に直面している。ダム貯水池に水が溜まらないのは、湖底に存在する断層ないしは染み込み穴を通じて水漏れ現象が生じているためと見られる。要するに、本件ダムは、欠陥ダムなのである。

このような水位低下のために、予定された 114 メガワットの発電ができない。ダム関係者の話では、17 メガワットしか発電できていないとのことである。実際にも、2002 年 2 月 24 日～3 月 9 日には、雨季の真っ最中であるにもかかわらず、夜 11 時から 4 時間の停電措置が講じられた。

(4) 本件ダムは、今日、文字通り「白象プロジェクト」(white-elephant project)、つまり「無用の長物」と化している。このような存在意義を失ったダムは、撤去されるのが妥当であると言うほかない。

しかし、インドネシア共和国政府は、こうした措置を講ずることなく、114 メガワットの電力が生産されているとの虚言を繰り返してきている。また、JBIC と外務省は、現在、この「無用の長物」への公金支出を正当化するために、「民生用電力の供給に貢献している」と言い出している。

しかし、この言い訳は通用しない。民生用であるならば、単に送電幹線ばかりでなく、町村に至るまでの送電支線が張り巡らされなければならない。しかし、これまでに建設されてきているのは、パダン・ブキティンギ・バンキナン・プカンバル・ドマイを結ぶ送電幹線だけである。これに接続して町や村に送電する支線網は建設されていないのである。

本件ダムの建設が民生用電力の確保を主要な目的としたものでなかったことは、バルン村を眺めてみれば一目瞭然である。この村は、本件ダム貯水池のために陸の孤島の状態に置かれたばかりでなく、未だに送電線が敷設されていないのである。

(5) 本件ダムは、発電収益の見通しが立たないことから、その建設コストを回収することができない。インドネシア国営電力公社は、現在、巨額の債務を抱え、事実上倒産状態にあるのであるが、その一因は、本件ダムにもあるのである。

現状では、本件ダムへのO E C F融資によって作り出された債務の返済は不可能である。「海外経済協力基金法」(1960年12月27日公布)の第21条第1項第2号では「その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合」に融資することができると定めていた。本件ダムへの融資は、明らかにこの規定に違背しており、また資金の回収の目処も立っていないのである。

(6) 本件ダムは、その当初計画がずさんであったために、単に114メガワットの発電目的が達成されていないばかりでなく、現地社会と住民に対しても多大の悪影響を及ぼした。

本件ダム建設のために、はたしてどれだけの住民移転が必要であったのかという基本的な事柄でさえも、未だにはっきりしていないのである。フィージビリティ・スタディでは、立ち退き者数として1万3907人という数字が掲げられていた。これは、東電設計が、このプロジェクトを「優良案件」として位置づけるために、つまりこのプロジェクトの社会的影響を少なく見せるために、移転者数を過少評価したためであった。これに対して、融資当時、1991年4月、外務省は、住民移転者数として「約2万2000人」という数字を提示した。しかし、奇妙なことに、1994年4月に現地訪問した在インドネシア日本大使館総括参事官の目賀田周一郎は「約1万7000人」と報告した。この点、当時の現地紙では、2万3000人と報じられた。そのいずれが正しいのか、最も基本的な事柄でさえも、未だにはっきりしないのである。

このように、実際の住民立ち退き者数でさえも不明確なのは、一つには、インドネシア共和国政府が事前にしっかりと人口調査を実施しなかったためと思われるが、もう一つには、東電設計が、このような不正確な情報に依拠し

たためである。その結果、立ち退き補償問題に大きな混乱が生ずることとなつた。

東電設計のずさん調査はまた、予定外の人々に冠水被害をもたらすこととなつた。フィージビリティ・スタディ報告書では、タンジュン村とパンカラーン・コト・バル郡への冠水影響については何ら触れられていなかつた。しかし、實際には、これらの地域は、ダム貯水池の造成により冠水影響を受けることとなつた。タンジュン村では、ダム貯水池の造成により、45戸が水没した。これらの水没世帯への補償金は現実には移転住民には支払われず、代替地でさえも用意されなかつた。また、350世帯が、一時的に冠水被害を被つた。そのため、これらの世帯は、将来的な冠水の恐れを避けるために、高台に移転せざるを得なかつた。しかし、この移転については何らの補償もなされなかつた。また、パンカラーン・コト・バル郡の場合にも、ダム貯水池の造成の悪影響を受けている。特に雨期にダム貯水池の水位が高まる際には、この地区の10カ村が冠水被害を受ける。

(7) 本件ダムの建設により立ち退き対象となつたのは、ミナンカバウ系社会の人々であつた。この社会の人々は、イスラム教を奉じ、母系制社会を形成している。村落の中心には、モスクとルマ・ガタン（「大きな家」の意味）がある。ルマ・ガタンでは、村落共同体の人々の集会が開かれたり、結婚式や葬儀などの行事も催されたりする。

ミナンカバウ系社会の土地所有の形態は、私有財産制度ではなく、集団土地所有制度である。この点で特徴的なのが、慣習的共有地(ウラヤット地)の存在である。ウラヤット地は、先祖伝来の入会地で、村落共同体全体の利用に供せられる。通常は森林として残され、ゴムの木が植えられる。その収益は、村落行事に充てられる。また、新規カップルが誕生する場合には、この土地の一部が割り当てられる。

しかし、フィージビリティ・スタディ報告書では、こうしたミナンカバウ社

会の特色には何ら配慮されなかった。そして、立ち退き住民は、ジャワ島からの移住者と同様に取り扱われることが提言されていた。このような取り扱われ方には、現地住民は、相當に抵抗した。しかし、スハルト政権は、現地に軍隊を駐留させて、こうした住民の抵抗を押さえ込んでしまった。その結果、住民は、2ヘクタールの油ヤシ農園ないしはゴム園に非自発的に移転させられた。移住地には、ウラヤット地もなければ、ルマ・ガタンもない。そのため、新世帯に割り当てられるべき土地の余裕もない。

また、政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ系社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅（縦6メートル、横6メートル）である。住民に言わせれば「これでは、まるでヤギ小屋である」というのである。しかも、ポンカイ・バル村、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製である。健康への配慮さえもなされていないのである。

さらに、住民の意思を無視して政府によって建設されたお座なりのモスクは、住民によって忌み嫌われている。例えばポンカイ・バル村では、モスクの方向が間違っているとして、その隣に住民の浄財で新たなモスクが建設された。また、リンボ・ダタ第2村では、政府によって建設されたモスクが住民を収容し切れないとして、その隣に住民の手によって新たなモスクが建設された。

このような移住地の状況は、ミナンカバウ系社会の独自性の否定そのものである。立ち退き住民の社会的・文化的独自性を無視して、「援助」の名において、「エスノサイド」（民族絶滅）—これは、「エスニック」（民族的）と「ジェノサイド」（集団殺害）の合成語である—の行為が行われてきているのである。

(8) 移住地では、ミナンカバウ系社会の伝統・文化が無視されているだけではない。住民には、生活手段も用意されていないのである。特にダム貯水池の周辺の移住地のゴム園では、政府によって約束されたゴムの木は、ほとんど植えられておらず、住民は、深刻な収入難に直面している。

このような事態が発生したのは、政府役人と請負企業の汚職のためである。つまり、ゴムの苗木を植える費用までもが、政府役人と請負企業のポケットに消えてしまったためと見られている。

1997年2月28日の貯水開始の時点では、住民の相当数が、立ち退き補償金を受け取っておらず、また移住地においてはゴムの苗木さえも植えられていなかることは、公知の事実であった。それ故、本件ダム建設のプロジェクト監理を受注した東電設計は、補償問題が片付くまで、またゴム樹液が採取できるようになるまで、貯水を延期することをインドネシア共和国政府に提言すべきであった。また、資金提供者のOECF、さらに外務省も、貯水を見合わせるよう進言すべきであった。

しかしながら、東電設計・OECF・外務省のいずれも、このような態度を探らなかった。そのため、インドネシア共和国政府は、日本側の懈怠に乗じて、住民が移転した途端に生活難に陥ることを承知の上で、ダム貯水池に水を張り出してしまったのである。これは、まさに「緩やかな形でのジェノサイド」とも言い得る行為であった。

(9) 日本のODA絡みで人権侵害問題が繰り返されてきているのは、一つには、先住民、少数民族などの社会的弱者に対する人権配慮基準がないことに起因している。もう一つには、「援助」プロジェクトに対する現地住民やNGO、さらにはタックスペイヤーなどの異議申し立ての声を吸い上げる制度が設けられていないことに起因している。

人権配慮基準という点では、JICAもOECF(JBIC)も、未だに「先住民ガイドライン」と「非自発的移住ガイドライン」を策定していない。そのために、ODAプロジェクトによる先住民の生活基盤の破壊とか、現地住民の強制立ち退きとかの人権侵害の問題が頻発してきているのである。

しかも、日本のODAにおいては、現地住民なりNGOなりによる異議申し立てのメカニズムが設けられていない。世界銀行は、1993年に、「調査パ

「ネル」を設立した。これは、世界銀行融資プロジェクトによって被害を受ける住民が、環境・先住民・非自発的移住ガイドラインなどの業務指針の違反を、世界銀行に対して申し立てることのできる制度で、言わば被害住民の駆け込み寺ともいべきものである。同様に、アジア開発銀行も、1996年に、「調査政策」を採用し、パネル制度を発足させた。これらの制度は、必ずしも十全なものではなく、運営上の種々の問題点が存している。しかしながら、日本のODAには、このような制度でさえも設けられていないのである。

このような先住民・非自発的移住ガイドラインや調査パネルを設ける代わりに、OECFは、住民移転問題に関しては、1989年10月に策定された「OECF環境ガイドライン」(初版)のうちにおいて、次のような一項を掲げるだけで、お茶を濁してきた。

「水没によって移転を余儀無くされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要がある。」

ここには、ダム建設プロジェクトにおいて、非自発的移住を伴う場合には「援助」を行わないという基本姿勢すら明示されていない。また、先住民、少数民族などの社会的弱者への配慮についても触れられていない。さらに、「土地には土地を」の原則も掲げられていない。

こうして、住民移転問題については、日本政府は、それが「援助」受け入れ国の国内問題であるとの言い訳をすることにより、ODAプロジェクト絡みの強制移住などの人権侵害の問題を見て見ぬ振りをしてきたのである。本件ダム建設プロジェクトの場合にも、外務省経済協力局長の川上隆朗は、国会答弁において、「すぐれて相手国政府の内政上の問題」であるという言い逃れをした。

しかし、本件ダムの場合には、新機軸が導入されたことも事実である。日本政府は、インドへのナルマダ・ダム融資問題やインドネシアへのクドゥン・オシボ・ダム融資問題で味わった苦い経験を考慮して、本件ダムに関しては、円借款の支出のための前提条件として、3つの条件の充足をインドネシア共和国

政府に求めたのである。この3条件については、日本国内では公表されなかつたのであるが、インドネシアのジャーナリズムでは、次のような内容であると報じられた。①各々の世帯から移転同意を取り付けること、②各々の世帯から補償同意を取り付けること、③環境問題に配慮すること、特にスマトラ象の移転地を確保すべきこと。

「援助」受け入れ国に対してこのような条件づけが行われたのは、日本の「援助」実行の歴史の上からは初めてのことであった。他方において、これらの3条件は、インドネシア側では、円借款支出のための前提条件として受け取られた。そのため、インドネシア共和国政府は、住民「同意」が得られたということを取り繕うために、種々の画策を行った。

他方において、日本政府は、こうしたインドネシア側の姑息なやり方をバックアップするために、前記の3つの要求事項が、「条件」ではなく、単なる「要請」にすぎないと言い出した。こうして、折角の新機軸も、実際上骨抜きにされてしまったのである。

(10) 3条件は、単に住民「同意」という点ばかりでなく、環境配慮の点でも骨抜きにされてしまった。また、この点でも、OECF環境ガイドラインは、ほとんど遵守されなかった。OECF環境ガイドラインでは、「水力発電」の項目において、「施設の設置及び利用による生態系への影響」と題して、次のような規定が掲げられている。

「アクセス道路、ダム等の工作物の設置、貯水池の水質の悪化、下流流量の減少などによる集水域全体における主要及び貴重な魚類、動物、植物への影響等について検討され、植生保全計画、緑化計画、貴重種の保全計画等の策定、維持放流量設定等の措置が講じられる必要がある。」

この規定は、旧態依然たる考え方の上に立っており、ダム建設そのものが、自然生態系の破壊（平たく言えば、「川殺し」）であるという発想の上には立

っていない。そのため、「維持放流量設定」というような古臭い配慮基準が掲げられている。この点はともかくとして、この規定に照らしてみても、本件ダムの場合には、この規定そのものに違背する形で貯水が行われた。

まず第一に指摘しなければならないのは、樹木を取り除かないままに貯水が行われた点である。このような行為が、「貯水池の水質の悪化」を招くことは明らかである。そのため、現在では、貯水池に残された樹木が腐食して、水質悪化が進行しており、富栄養化現象が加速されている。すでに魚類の大量死という問題も発生している。

第二に、これらの樹木の残った浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境を作り出している。この点でも、O E C F 環境ガイドラインの違反問題が生じている。なぜなら、同ガイドラインでは、「マラリア等の虫及び水を媒介とする病気の発生」と題して、次のように定められているからである。

「ダム等工作物の設置地域の病気のなかで、貯水池等の設置により病気の発生が著しく助長される可能性があるものについて検討され、必要に応じて予防計画等が策定される必要がある。」

本件ダムの建設にあたっては、マラリアなどの水関連の疾病的発生可能性について「検討」された形跡もないし、また「予防計画」も策定されなかった。このように、ガイドラインの規定そのものが遵守されていない。そのため、ダム貯水池周辺の移住地では、今後、マラリアの大量発生が懸念されるところである。

第三に、スマトラ象については「移転計画」が策定されたことは確かである。しかし、この「移転計画」は、当初計画通りには実施されなかった。当初、インドネシア森林省としては、40頭の象の捕獲を勧告した。しかし、実際には36頭（1頭は、捕獲時に死亡）しか捕獲されなかった。その理由は、インドネシア国営電力公社による捕獲予算が十分でなかったために、残りの象の捕獲が断念されたのである。

こうしたことから、これらの残存の象は、その他の群れと一緒にになり、現在 18～24頭の群れを形成している。これらの象は、生息環境を奪われてしまつたために、移住民の田畠を荒らし回っている。住民の話では、威嚇のために、やむをえず1頭を射殺したことである。

このことは、「移転計画」が、いかにお座なりのもので、またずさんなものであったのかを例証している。また、世界自然保護基金（WWF）インドネシアは、捕獲された象の大多数は、すでに死亡してしまったと見ている。その理由は、一つには、捕獲の際の麻酔銃の傷痕ないしは移動中の鎖による傷痕が化膿して、それが原因で感染症に罹ってしまったためである。もう一つには、捕獲された象は、当初移転が予定されたギアム・シック・クチル動物保護区ではなく、訓練センターに移転されたために、そこでは十分な餌が与えられず、餓死してしまったと見られているためである。

第四に、OECF環境ガイドラインでは「主要及び貴重な魚類、動物、植物への影響」が検討され、また「貴重種の保全計画」が策定される必要があると定められているのであるが、このような措置は講じられなかった。そのため、熱帯動植物の宝庫が、無為のままに消失させられてしまった。

また、スマトラ象を除いては、「動物救出作戦」でさえも講じられなかった。貯水により、スマトラ虎、バク、マレー熊、猿などの動物は、一時は島状に残された土地に避難した。しかし、そこでは餌が得られないために、ほとんどが餓死してしまった。

第五に、OECF環境ガイドラインでは「植生保全計画」と「緑化計画」が策定される必要があるとしているのであるが、本件ダムの場合には、このような計画は策定されていない。それどころか、集水域では、大がかりな森林伐採が続けられており、またダム貯水池周辺では、移住地とゴム園の造成のために広範囲にわたって植生が剥ぎ取られてきている。そのため、貯水池への土砂の流入が加速されている。このままでは、ダム貯水池の寿命は、短期のものとな

らざるを得ないであろう。

第六に、ダム貯水池における堆砂問題が深刻化する一方で、ダム下流域では河川生態系の破壊という問題が発生している。奇妙なことに、O E C F 環境ガイドラインでは、ダム下流域への環境影響については、それへの配慮事項として掲げられているのは、「下流流量の減少」のみである。このような観点から、O E C F 環境ガイドラインでは、「他の下流水利用への影響」と題して、以下のように定めている。

「ダム及び発電所の運用計画が、下流の灌漑、上水、漁業等の水利用に支障を及ぼすことがないよう所要の維持流量を放流する計画である必要がある。」

ここでは、単に利水という観点からの「維持流量の放流」という考え方が掲げられているにすぎない。しかし、河川生態学的な観点からは、一定の維持流量を単に放流するだけでは不十分であるばかりでなく、かえって生態系環境の破壊となってしまう。なぜなら、寒帯・温帯では、雪解けに合わせて、すべての生物の活動が始まり、また熱帯では、雨季と乾季に応じて、生物の営みには違いが生じるのであって、こうした自然界のメカニズムに応じた形での放流が考えられなければならないからである。こうした観点から、アメリカのグレン・キャニオン・ダムでは、雪解けに合わせた放流実験が実施されてきている。

O E C F 環境ガイドラインには、このような視点が欠如しているために、本件ダムの場合には、下流域の河川生態系への環境影響については、何らの考慮も払われていない。また、O E C F 環境ガイドラインで掲げられている下流域での「漁業」に対する影響についても、この問題が考慮に容れられた形跡はない。

第七に、O E C F 環境ガイドラインでは、堆砂問題に対する配慮が重視されていないばかりでなく、それが、ダム下流域に対して及ぼす環境影響、特に土壤の肥沃度の低下の問題については、ダム建設にあたっての配慮事項とされて

いない。そのため、本件ダムへの融資にあたっては、この問題は、考慮の対象とはされなかった。ダム下流域では、有機栄養分を含んだ水が流れてこないために、土地の肥沃度は、年々低下していくことは避けられないであるが、このような問題は、全く無視されてしまっているのである。

第八に、社会環境への配慮という点でも、本件ダムの場合には、OECF環境ガイドラインそのものが、単なる飾り物にすぎないことを浮き彫りにしている。この点については、OECF環境ガイドラインでは、「施設の設置による歴史的・文化的遺産への影響」と題して、次のように定められている。

「重要な歴史的・文化的遺産に損傷を与えるような場所を事業予定地としないよう配慮される必要がある。かかる場所を事業予定地とせざるを得ない場合、工事工程、予算の変更を含めた保全措置が講じられる必要がある。」

水没させられた村々には、ミナンカバウ系社会の歴史的・文化的遺跡が数多く遺されていた。歴史的に由緒のあるモスクのほかにも、宗教的偉人の名を冠した共同墓地も存していた。また、ムアラ・タクス仏教寺院の周辺には未だに発掘されていない数多くの歴史的・文化的遺跡が眠っていた。こうした状況に照らしてみると、このような場所を「事業予定地としない」というのが、環境ガイドラインから導き出される論理必然の帰結であるべきはずであった。しかし、OECFは、このような結論を下すことなく、寺院周辺に堤防を建設するという「保全措置」を講ずるとの理由をつけて、融資に踏み切ってしまった。

ところが、奇妙なことに、現在、この堤防は、どこにも見当たらない。貴重な歴史的・文化的遺跡を発掘調査も行わないままに水没させてしまったばかりではなく、寺院の「保全措置」として講じたとされる堤防の構築も、実は嘘であったのである。

以上の点を眺めただけでも、OECF環境ガイドラインが内容的にはお粗末極まりない上に、そのようなガイドラインでさえも遵守されてきていないこと

を知ることができる。本件ダム建設プロジェクトの場合には、O E C F 環境ガイドラインの不遵守が歴然としているにもかかわらず、融資が実施され、また貯水が行われてしまったのである。その間に、ガイドライン違反行為の矯正措置は、何ら講じられなかったのである。

### 3 財政上の問題性に対する弾劾

- (1) 日本国のODAにあっては、「援助」案件の内容決定・実施の過程等において、主権者であり納税者である国民の参加の機会は、ほとんど全く保障されていない。また、ODAの対象である被援助国にあっても、最も大きな影響を受ける援助実施地域の住民の参加は、ほとんど考慮されてこなかった。むしろ強権的に抑え付けられてきた。日本国「援助」の受け入れ国であるインドネシア共和国（1999年には支出純額ベースで16億583万ドルであり、日本の二国間ODA供与総額の1位を占めている）では、スハルト政権の下においては、とりわけ住民の意向は顧慮されることではなく、日本国もこの事情を知りながら「援助」を続けてきた。
- (2) これら日本国「援助」は一般民衆の声を反映したものではなく、時には、独裁・腐敗政権の延命を支援する役割を果たしてきている。そして、これらの独裁・腐敗政権は、援助国の開発実施主体である政府・援助実施者・時には有力政治家などの利益を満たすためにすら援助を利用してき。そのために、被援助国においては、上記にとどまらず、被援助国住民のあいだに悲劇的な状況すら発生している。
- (3) 他方、今日、インドネシア共和国等に象徴されるように、こうした日本国などの援助国、さらには世界銀行・アジア開発銀行などの国際金融機関からの「援助」を受けてきた国々は、軒並み深刻な債務累積に直面している。これらの国々の債務返済能力は十分なものではなく、今度とも返済できる見通しはないといわれている。
- (4) 他方において、援助国たる日本国においては、J B I C のODA貸付残高は

膨大な額に達し、回収不能までに高まっている。J B I C の O D A 貸付残高は、すでに 11 兆円を超えており、これら全てが返済不能というわけではないが、そのかなりの額は「不良債権化」しつつあるとされている。

(5) このため、現在、この膨大な国際的公的不良債権をどのように取り扱うかについて、援助国側・被援助国双方において深刻な矛盾が生じている。

すなわち、一方において、被援助国側では、この膨大な債務を抱えたまでは経済を立て直すことは不可能である。他方において、援助国たる日本国側では、かかる債務をキャンセルすれば、財政投融資資金からの借入に対する返済ができず、郵便貯金の原資や国民年金などが支払えなくなってしまうおそれがあるからである。

(6) 今日、開発途上国の人々のあいだでは「独裁政権ないしは腐敗政権が納税者の声を圧殺しつつ強行した『開発』政策の過程で背負った対外債務は、これを返済する必要がない。」との主張が強まっている。

本件に典型的なように、インドネシア共和国のスハルト大統領などの独裁・腐敗政権は、公益を標榜する「経済開発」を装いつつ、私益を満たすために援助資金を利用したのは広く知られるところである。たとえば、アメリカのノースウェスタン大学のジェフリー・ウィンターズ助教授は、世界銀行の内部調査文書をもとに、スハルト時代に世界銀行貸付額の 3 分の 1 にあたる 100 億ドルが「犯罪的債務」（公的融資が官僚や権力者の財界クローニーによって盗まれるか、あるいは有力者の犯罪的行為によって甚大な被害を受けた経済を救済するために債務が生じ、当該社会が不当にも負わざるを得なくなった返済負担）に関係しているとの推定を発表している。

インドネシア共和国内部にあっても、民主化の過程において、N G O ・ 労働者・農民・漁民・先住民族などの広範な連合体「反債務連盟（K A U）」が結成されるなど（2000 年）、これらに対する批判が広汎に進められようとしてきている。こうした政権が、社会的にも環境的にも「破壊的な開発」を実施

することにより累積させた膨大な対外的債務について、その相談にもあずからなかつたどころか、その声を強権的に封じられてきた納税者や住民が、増税や経済圧迫によってこれを背負わされるというのは、全く理不尽なことであって、債務キャンセルの声が高まってくることは当然の事理である（ODAの被害者である本件の原告自身、キャンセルの要求を強くなしている）。

(7) 日本国は、現在、このような主張が外交問題として表面化しないようにするために、国際通貨基金や世界銀行と手を携え、債務返済に苦しむ被援助国政府に対して、さらにODAを供与し、あるいは債務繰り延べ措置をとることによって、当座の困難を乗り切ろうとしている。しかし、当然にも、このようなODAの追加供与がこれらの国々の債務累積をさらに加速させ、矛盾をさらに深刻化させている。

(8) このように日本国は、矛盾の顕在化をおそれて、これを表面上糊塗することによって、さらに矛盾を深刻化させてしまっているのであるが、例えばパキスタンのムシャラフ政権のように、債務キャンセルの意思表示をなしたと伝えられている被援助国も出てきている。報じられるところによれば、2001年10月17日、ムシャラフ大統領は、小泉首相に対して、約50億ドルの債務帳消しを要請したことである。ムシャラフ政権は、日本国のテロ防止国際支援の表明に便乗して、過去の債務を帳消しにするよう求めたのである。これに応すれば、その他の国々が、これに追随して、債務キャンセルを要求するようになるのは必至であり、これまで隠蔽されてきた矛盾は、一挙に具現化するであろう。

(9) しかし、軍事独裁政権の債務がキャンセルされたところで、軍事政権の体質が変わることは期待できないばかりか、さらなる軍事化に予算が使われる可能性がある。それ故、独裁・腐敗政権の債務がキャンセルされても、その国の国民の負担が消えるわけではない。

だが一方においては、民衆の利益を実現しようとする民主政権が、前政権か

ら承継させられた累積債務を、どのように取り扱うかということは、真剣に顧慮されなければならない。その様な政権が登場してくる場合、それまでの独裁・腐敗政権が特定の利権集団と結びついて作り出したところの、民衆の利益とは無縁の不当・不正な債務については、その支払を拒否するという主張が持ち出されてくる可能性が高い。その際に、そのような要求に対して、どのように対応するかが問われているのである。

(10)長期的に見れば、こうした民衆の声を重視する政権が登場すれば、債務キャンセルないし一部キャンセルが、外交ルートの俎上にのぼってくる可能性は十分にあり得る。

しかし、その際にも日本国は、なお、独裁・腐敗政権へのODA供与を正当化し、また援助が特定集団の私的実現に傾くことをさほど深刻に考えないできたJICAやJBICの「援助」活動を弁護し続けるのであろうか。

インドネシア共和国政府にあっては、現在、一般国民はスハルト政権が作り出した膨大な債務負担に喘いでいる。すでにこれらの人々の間では「スハルト政権が、ファミリー・ビジネスや特定の利益集団の利益のために借り入れた債務については、そんなものが支払う必要はない」との声が、広汎に上がってきている。日本国・外務省等は、ODAに関連して生じる問題は、相手国内部の問題として、敢えて知つて知らぬ顔をしながら、貸金を増やし続けてきたのであるが、今後そのように言って済ませることは許されない状況が、現実のものとなってくるのである（なお、日本国が問題性の存在を自覚しながらも、相手国政府と癒着しつつ「援助」を増やし続けたことには、後述するとおり、「援助」の構造自体が、日本側の関係企業などの権益と不可分に結びついているという、基本的問題性が根本理由として存在している。まさにここにこそ

「援助しながら怨まれる」

というODA本来の趣旨とはほど遠い、日本のODAの現実の根柢が存しているのである。

#### 4 小括

(1) 本件ダムは、東電設計がプロジェクト・ファインディングにより援助案件策定を行い、JICAがフィージビリティ・スタディを行い（実際は、東電設計が受注した）、JBICが総額で311億7700万円の借款契約を締結したプロジェクトである。

本件ダム建設は、まさにスハルト政権下で象徴的な「上から」の上意下達的プロジェクトそのものであり、住民の意向は全く顧慮されなかった。それどころか強権的に抑圧され、プロジェクトは推進された。このプロジェクトでは、2万3000人もの人々が、先祖伝来の土地を追われ、「開発難民」ともいるべき状況に追いやられた。また、スマトラ象・スマトラ虎をはじめとした世界的に稀少な野生生物が絶滅の危機に瀕している。

(2) このため現地では、今日、これら「開発」によって生活を破壊され生存の危機に直面させられている人々を中心に、本件ダム撤去要求の声が高まってきている。関係村落から挙村的に提起された本件訴訟は、現地住民にとっては、強制移住・自然環境破壊・生活環境破壊などの悲惨な損害をもたらした本件ダムの原状回復すなわち本件ダム撤去の問題であり、まさしく、本訴訟は、第一義的には、この本件ダムによって生じた損害の回復及び賠償を求めるものである。

そして、同時に、本訴訟は、インドネシア共和国の人々にあっては、スハルト政権下における不明瞭で一方的な援助のあり方を問う象徴的なケースであり、インドネシア国民の声に耳を傾けることなく借り入れられた円借款のキャンセル問題であるともいえる。

さらに、日本国民にとっては、本訴訟は、日本のODAのあり方を根源的に問う、その端緒としての意義を有しているものである（なお、内外の批判何よりも現地の声に耳を傾けることなく、本件ダム建設計画を強行した、当時の外務省の当局者をはじめとする関係者は、その責任を厳しく追及されな

ければならない)。

### 第3 本訴訟の前提問題～ODAについて

#### 1 ODA（政府開発援助）

(1) 開発途上国の経済発展を支援することは「経済協力」と呼ばれているが、経済協力のための資金供与のうち、次の3つの条件を満たしている資金供与の類型がODAである。

- i 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること
- ii 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- iii 資金供与については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、返済期間や利率等の融資条件の緩和度を示す指標（グラント・エレメント）が25パーセント以上であること。

日本のODAは1991年以来10年連続世界一の規模となり、毎年約1兆円（2002年度予算9106億円）がODA予算として使われている。

#### (2) ODAの形態

ODAは、資金の流れから2国間援助と多国間援助（国際機関に対する出資・拠出等）に分けられる。2国間援助は円借款（有償資金協力）と贈与（無償資金協力、技術協力）の二つの形態に分類される。日本の援助の特徴は、ODAに占めるこの円借款の比率の高さ（ODA予算中51.3パーセント／200年度）にある。

#### (3) 実施体制

無償資金協力と技術協力は主にJICAが、円借款は現在JBICが実施している。

#### (4) 円借款

円借款は、JBICが途上国政府およびその政府機関等に貸し付けを行うも

ので、その融資残高は約11兆円にのぼる（2000年度実績）。借款の財源は、

- i 税金や国債などが財源の一般会計からの出資金
- ii 財政投融資制度からの借入金
- iii 自己資金等

から構成されているが、その主な財源は、郵便貯金や国民年金などの資金からなる財政投融資制度からの借入金である。

円借款は、プロジェクト・タイプとノン・プロジェクト・タイプ（商品借款、構造調整借款等）に分類されるが、前者の内、プロジェクトに必要な設備、機材、土木工事、コンサルティング・サービスなどに必要な資金を融資する「プロジェクト借款」が円借款の主要な形態である。前者にはまた、プロジェクト形成のための「エンジニアリング・サービス借款」も含まれる。

#### (5) 円借款プロジェクトの実施過程

円借款の実施（プロジェクト・サイクル）は大きく、次の6つのプロセスからなる。

##### ① プロジェクト準備

途上国政府がプロジェクトを決定するとされているが、実際には、日本側企業（プロジェクト・ファインディング業者、本件では東電設計がこれに該当する）が有望案件を発掘して途上国政府側に提案をし、途上国政府からの要請を受けて、JICAが無償技術協力として「フィージビリティ・スタディ」とよばれる実行可能性調査を行い（実際には、東電設計のような開発コンサルタント会社に委託される）。

##### ② 要請

途上国政府による円借款の正式要請

##### ③ 検討・審査

上記フィージビリティ・スタディがJICAにおいて審査され、その後、

4省庁（旧外務・旧大蔵・旧通産・旧経企庁）とJBICにおいて検討される。その後、これら5者合同による「政府勉強会」が開催され、政府ミッションおよびJBIC審査ミッションが現地に派遣される。

#### ④ 借款の決定

上記各ミッションの報告を「政府勉強会」で検討し、当時は、外務・大蔵・通産・経企庁らの4省庁協議により、借款供与が決定（政府は、JBICの審査結果を受けて、供与額・条件を決定する）される。

そして、日本国と途上国政府が「交換公文」を締結し、これを受けてJBICと借入国との間で借款契約が締結される

#### ⑤ プロジェクトの実施

借入国政府が資機材・土木工事・エンジニアリング・サービスなどの競争入札を実施し、エンジニアリング・サービス業者が決定される。そして、エンジニアリング・サービス業者がフィージビリティ・スタディの見直しや詳細設計を行い、入札書類を作成し、これを経て、各業者と現地政府が契約を結ぶ。そして、具体的工事が行われる。

#### ⑥ 完成／事後評価

### 2 日本国のODAの問題性

#### (1) 以上が日本国が行っているODAの構造である。

しかし、ここには、以下の如き問題性が存在していることが従前から指摘され続けている。にもかかわらず、日本国はこれらを改善しようとしないままに現在に至っている。

その結果、本件の如き大きな問題が不可避的に生じてしまっているのである（なお、数々の問題点を指摘されているODA案件は本件にとどまらない）。

#### (2) 問題点

##### ① 「ODA基本法」が存在していない

ODA関連予算は、毎年度1兆円を超えるほどの大額の財政費用である。

本来であれば、恒常にこのような巨額の支出を伴う政策については、その主体・決定手続・運用手続・成果検証などについて詳細に定めたところの基本法規が必須である。

しかるに、日本国は、各界からの指摘・要求にも関わらず、この立法を行わないままに現在に至っている。

## ② 国会の不関与

「ODA基本法」の不存在は、まず国会の不関与という大きな問題性として顕れている。

すなわち、ODAは、本件にも明らかな如く、巨額の財政支出を伴い、かつ相手国の経済・社会等にも大きな影響を必然的に与える。このように重大な政策の決定については、当然に「国権の最高機関」たる国会が関与し、ここで十分な議論を経てなされるべきである。

しかるに、現状では、ODAの予算総額について国会で議論されるけれども、その使途については国会で議論されるようなことは殆どなく、政府がこれを決定し、運用しているのが実態であり、国会に対する報告義務すらない。

結局、これほどの大きな政策でありながら、国会は、一貫してノータッチであり、これをしかるべきコントロールするための正当な権限を与えられていないのである（本件では、あまりに問題性が大きかったため、1990年以降例外的に国会で一定の議論がなされた。しかし、政府は、資料も不十分にしか出さず、また具体的詳細にわたった議論もなされていなかった。法律が政府に対してこれらを義務づけていないためである）。

## ③ 情報の不開示

上記のとおり、「ODA基本法」に羈束される構造になっていない日本国において、ODAについては、その決定・運用などについて、国会での議論を法的に義務づけられていないため、甚だしい秘密主義をとっている。そのため、個々のODAにおいては具体的に何が行われようとしているのかにつ

いては、関係者以外、国民の誰にもなかなか解らない。

そのため、政府・関係企業等が作成した書面などに基づいた厳密な政策論議・学問的論議がなかなか成立せず、政策的批判が著しく困難であるのが実情である。

これは、直ちに政策の客観的正確性・公正性・有効性等の担保の不存在という致命的な欠陥として顕れざるを得ないのである（今次のいわゆる「ムネオ問題」も広義におけるODAに関連する問題である）。

#### ④ 責任主体の曖昧性

「ODA基本法」の不存在は、また、政策決定・運用についての責任主体の曖昧性という問題をも惹起している。

すなわち、前記のとおり、各個別のODAについては、関係省庁間の「勉強会」なる論議により検討が進められ、これを閣議が承認して決定される。

結局、政府部内で個々のODAについて総合的かつ具体的に責任を担う主体がどこなのか、誰なのかが曖昧なまま、その時々の状況によって、便宜主義的に決定されてきているのが実情なのである。

#### ⑤ 公正・客観的な評価システムの不存在

ODAは、巨額の資金が投入され、対象国・地域・国民の経済・社会に対して大きな影響を及ぼす重大な政策である。

したがって、各個別のODAについては、それが果たしてODAの基本的趣旨・理念に沿ったものとして所期の目的を達成できたのかという評価作業が豊富かつ正確な資料に基づき、そして何よりも公正・客観的な立場から厳密になされなければならない。これによって初めて、ODA政策の正しい展開・運用が可能になるのである。

しかるに、「ODA基本法」の不存在・国会の不関与システムは、その厳密な検証システムを全く欠いているのである。

日本国の外務省は「日本のODAは90パーセントは成果を挙げている」

と述べているが、それは独りよがりな自画自賛でしかない。

むしろ、本件がその典型であるが、大規模な自然破壊・環境破壊・生活破壊・文化破壊等を結果する日本のODAは多数の被害者（それは「開発難民」とさえ呼ばれている）からは怒りと怨嗟の対象以外のなにものでもないのであり、このような愚行が世界各地で反復されてきているのである。

まさに「援助」をしていながら、当の相手国の住民からは感謝されないところか、逆に恨まれ嫌われるという事態が繰り返されているのである。

#### ⑥ 「誰のための援助なのか」についての本末転倒

上記の他にも次の問題がある。

それは、ODAの実際の意図・目的が、援助される相手国の経済的自立発展・民生の向上安定という本来の目的そのものとは、必ずしも一致しない実態が存在する。それは、例えば、次のような形で存在する。

##### i グラント・エレメントの低さ

諸先進国が行っているODAにおいて、日本のそれはグラント・エレメントの相対的低さにおいて際立っている。

すなわち、贈与が少なく、円借款が多いのである。年額でこそ日本国はODAは大きいが、結局のところ、それは貸付であり、回収されるべきものとされているのである。

その結果、相手国は、多額の元利の支払に苦しんでいるのが実情である。このような重圧が相手国の経済の発展に寄与しないことは当然である。

##### ii 相手国の支払不能

こうした重圧はもともと援助を必要とした相手国の財政破綻として結果するであろうことは当然である。

実は、本件における援助の相手国であるインドネシア共和国は、日本のODA累積援助額でトップであり、その総額はすでに4兆円にも達している。そして、その内、円借款は3兆500億円であり、今やインドネシ

ア共和国にはその債務の支払い能力は無いといわれている。

日本国は、さらに新たな借款を起こして、事実上これを繰り延べるというやり方で、まさに矛盾が激発しようとしている事態を糊塗してきているのであるが、このような方策で矛盾が解決されるということはあり得ず、いずれ、抜本的債務免除問題として正面的に表面化するであろうことは必至であり、日本経済はこれに直撃されることにもなるのである。

### iii 日本企業とのタイド・システム（いわゆる「ひも付き援助」）

ODA事業は巨大な開発プロジェクトがほとんどであり、その工事等を担う企業の得る利得は莫大である。しかるに、日本国のODAには、事業の工事などについて、1980年代までは、日本の企業への発注を義務づけているものが多かった（特に、無償援助に関しては、現在でもそうである）。こうした円借款をタイド・ローン（ひも付き援助）という。結局は、日本国の貸し付けた資金は日本国に還流するシステムになっているのである。それでは「日本国ための援助」ということになるであろう。

もっとも、この点での強い批判を受けてきた日本国においては、近年、発注先を限定しないいわゆるアンタイド方式が増してきているとされている。しかしながら、現地企業といつても日本企業の現地子会社であったり、合併会社であったりする例が多いとされている（ちなみに、本件においては、ダム本体部工事を、日本企業のハザマの他に、現地企業の1社が受注した）。

ちなみに2000年度における10億円以上の契約についてみると、日本企業の応札率は63パーセント、落札率は60.3パーセントとなっており、日本企業が入札した援助案件のほとんどが日本企業によって受注されている。

なお、この関係で無視できないのが、日本のコンサルタント会社などが行ういわゆる「プロジェクト・ファインディング」と呼ばれる「案件探し」

である。ODAの趣旨からするならば、ある国内において、地域住民からのニーズが存在し、それに基づく事業政策の決定がなされ、その実施のための資金の供与などを日本国などの援助国に「要請」するのが筋であろう。しかし、日本国の行うODAにあっては、実情は全く異なる。たしかに「要請主義」が謳われてはいるが、しかしながら、実際は相手国の「要請」の前に、日本国側による「プロジェクト・ファインディング」つまり「案件探し」が先行するのである（“案件探し”・・・これほど事の本質を語っている言葉は他にないであろう）。すなわち、個々のODAは、たいていの場合、まずもって日本側企業（コンサルタント会社など）が「何処かODAプロジェクトの対象にできるところはないか」と探し回り、それを見付けると、当該国の政府に推奨し（その際には大使館なども一体となって動くとされている）、援助「要請」を実現し、以降、日本政府への働きかけ・工作などに入り、国会での議論もなく、一般国民の知らぬ間にODAとして動き出す、という構造なのである。相手国の要請に先立って、日本側で案件を探す、見つけた案件を当該国の政府に推奨する、その結果、当該国の「要請」が出されてくる。この構造において、ODAが相手国ないしその国民の真の利益よりは日本国企業の利益追求に傾きやすいという状況が存していることが明らかである。

#### iv 現地政権との癒着

日本国は、一旦、援助を開始してしまうと、後は相手国の責任であるとの態度に終始している。

そのため、例えば開発独裁型政権などがODA資金を恣意的に流用し、私腹を肥やしたり、強権的政権維持を図ることについて間接的にこれを利用する構造になることが多いとされている。

#### v 現地住民の無視

このように現地政権のみに顔を向けた姿勢は、当然にも民生が向上され

るべき当該現地住民を無視して、ことが進行されることになる。

日本国らは、現地住民の希望・要求に耳を傾け、そこから真に必要とされているものの実現を図ろうとする（いわゆるボトムアップ方式）のではなく、とにかく資金導入のみを図ろうとしている政権とのみ結託し、双方の利害の一致点において政策が決定されてゆくことになる。このため、政権の思惑のみが先行し、現地住民にとっては、要求の実現どころか、有害無益でしかない破壊的事業が降りかかることになり（いわゆるトップダウン）これに対する現地住民の抵抗に対しては権力が行使され、強行されるという形になってしまうのである。

この様な実情について、日本国は、相当程度、認識を有しているはずなのであるが、相手方政府からの虚偽的報告に対して敢えて異を唱えることなく、そのまま受容し、「成果」として喧伝している事情がある。

vi 以上よりするならば「誰のための援助なのか」というとき、ODA本来の趣旨・目的からは逸脱し、本来的な究極の受益者であるべきはずの相手国現地の住民のためでは全くなく、日本国とのODA関連企業および現地の開発独裁型ないし開発至上主義的政権担当者の利益のためにODAの供与が行われていると言わざるを得ないのである。

#### 第4 本件ダム建設を巡る事実の経過

本章においては、簡単に事実経過のみを記し、問題点については、後に触れることとする。

1979年

9月～11月 東電設計、プロジェクト・ファインディング（援助案件探し）を実施する

1980年

8月 東電設計（株）、プレ・フィージビリティ（予備実行可能性）

	調査を実施する
10月	東電設計、プレ・フィージビリティ報告書を作成する
1981年	
9月21日～	JICA、事前調査団を現地に派遣する
1982年	
1月	東電設計、JICAの委託により、フィージビリティ・スタディを実施する
1983年～	アンダラス大学、環境影響評価（EAI）を実施する
1984年	マルトノ移住大臣、住民中核農園プログラムの実施を発表
1985年	
2月15日	OECF、エンジニアリング・サービスのために、11億5200万円の円借款を供与する貸付契約を締結する
1987年	
2月～	東電設計、詳細設計を作成する
1988年	リアウ大学、環境管理設計調査の実施と環境維持計画の作成する
1989年	リアウ大学、コト・ラナ移住地についてのフィージビリティ・スタディを実施する
3月	鉱業・エネルギー省EAI委員会、環境影響評価書と環境維持計画を承認する
10月	「環境配慮のためのOECFガイドライン」が策定される
1990年	
4月	日本経済新聞が本件ダム建設計画による環境破壊の危険性を報道

- 6月 日本政府、対インドネシア援助国際会議(IGGI)において、本件ダム建設事業資金を供与する意向のある旨を表明する
- 9月 日本政府、OECF再調査団を現地に派遣する
- 12月 13日 日本政府、インドネシア政府と交換公文を締結し、建設事業費の第1期分として125億円の円借款の供与を約束する。この際、日本政府、インドネシア政府に対して3条件の遵守を要求する
- 12月 14日 OECF、インドネシア側と借款契約を締結
- 1990年～1991年 リアウ大学、南ムアラ・タクスと南シベルアンにおいて、移住地のためのフィージビリティ・スタディを実施する。アンダラス大学、西スマトラ州のリンボ・タタ移住地についてのフィージビリティ・スタディを実施する。  
リアウ州自然保全事務所と森林省自然保全局、野生生物管理に関する調査を実施する。
- 1991年
- 2月 インドネシア政府、移転同意書の署名集めを開始する
- 4月 インドネシア政府、財産目録の作成を完了する
- 4月 10日 海部首相、援助4原則を表明する
- 6月 12日 日本政府、対インドネシア援助国際会議(IGGI)において、建設事業費の第2期分として175億2500万円の追加融資を行う旨の意図表明する
- 1992年
- 10月 本件ダム建設工事が着工される
- 1996年

3月 本件ダム建設工事完了  
1997年  
2月 28日 貯水開始  
2002年  
1月 24日 J B I Cにより事後評価ミッションが現地に派遣される

## 第5 本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等

1 本件ダム建設によって、住民には後記のような重大な被害が生じることになり、その結果、必然的に住民などから本件ダム建設に対する反対運動が展開されることとなった。住民による反対運動等の経緯は、次のとおりである。

1983年  
12月 19日 ティガプラス・コト・カンパル郡の住民、バトゥ・ブルスラット村にて 17 項目の要求事項を網羅した声明書を発表する  
1987年 国際NGOフォーラム、集団移住計画への世界銀行融資の中止を求める決議を採択する  
1990年  
4月 リアウ州において、住民同意取り付けのための買収工作が始まる  
インドネシア現地紙において日本政府が本件ダム建設にあたって「3条件」を付していたことが報道される  
8月～9月 日本の民間調査団、現地調査を実施し、日本政府に対して本件ダム建設プロジェクトへの融資を中止するよう要求する  
1991年

- 5月7日 インドネシア森林保全ネットワークの事務局長ヒラ・パルソマル女史が来日し、OECFと外務省を訪問し、本件ダム建設プロジェクトへの融資中止を訴えるとともに、3条件の遵守状況をチェックするための独立調査ミッションの現地派遣を要請する
- 6月19日 ウィーンで開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」会議において、日本政府に対して「インドネシアのコト・パンジャン・ダムへのOECF融資を中止すること」を勧告する決議を採択する
- 7月19日 住民代表、インドネシア森林保全ネットワーク・全国民主主義同盟・タラタク協会の代表とともに、OECFジャカルタ事務所を訪問し、移転同意書と補償同意書の無効を宣言したコト・トゥオ村住民の声明書と182名の署名簿を提出する。日本大使館は、面会要求を拒絶。
- 8月 ティガプラス・コト・カンパル郡の住民、総意声明書を発表する。
- 9月2日 ティガプラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにて声明書を発表するとともに下院・政党・政府機関などを訪問する
- 9月3日 日本大使館、住民代表5名とコトパンジャン連帯行動委員会メンバー20名による面会要求を拒絶する
- 9月4日 住民代表5名とコトパンジャン連帯行動委員会メンバー3名が日本大使館を訪問し、住民総意声明書と約70名の署名簿を提出する
- 9月7日 2名の住民代表が来日する
- 9月9日 住民代表、記者会見において「日本政府と日本国民に対

- するインドネシア・コトバンジャン連帯行動委員会からの声明書」を発表した後、ODA研究会に出席する
- 9月10日 住民代表、愛知和男衆議院議員・小杉隆衆議院議員・矢田部理参議院議員・千葉景子参議院議員を訪問した後、OECFと会談を行う
- 9月11日 住民代表、林義郎衆議院議員を訪問する。
- 9月12日 住民代表、堂本暁子参議院議員と懇談した後、大蔵省国際金融局開発金融課を訪問する
- 9月13日 住民代表、通産省経済協力調整室を訪れた後、外務省経済協力局有償資金協力課と会談し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出し、次いで経済企画庁経済協力第1課を訪問する。  
船橋市で国際シンポジウム開催する。
- 9月14日 横浜市で国際シンポジウム開催する。
- 9月17日 住民代表、JICAと話し合いを持った後、東電設計を訪問する。
- 9月19日 林義郎衆議院議員と小杉隆衆議院議員の仲介により住民代表と4省庁・OECFとの話し合いが行われる
- 10月3日 ODA研究会、外務省経済協力局有償資金協力課に対して、本件ダム建設プロジェクト関連資料の提出を要求する
- 1998年 旧タンジュン・バリット村の10世帯、移転についての補償の支払いを求めて提訴する
- 2000年
- 5月24日 旧タンジュン・パウ村の67世帯、移転についての補償の支払いを求めて提訴する

2001 年

- 7月 19 日～ 3名の住民代表が来日する  
11月 水没 10 カ村の代表により、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」が結成される

2002 年

- 3月 「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」に 3 カ村(タンジュン村、バルン村、パンカラーン村の代表が参加する  
5月 27 日～ パダンにおいて、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」のコングレス(住民代表大会)開催される

2 本件ダム建設に対しては、現地住民などにより、概要以上のような反対運動が展開されたが、それに対する被告ら及びインドネシア共和国政府の対応は、一片の誠実さのかけらも見られず、まさに「弾圧」そのものであった。

(1) 捏造された移転・補償同意書

① 後記のとおり、日本国が本件 ODA 供与に対して前提条件として 3 条件を付しており、その中では、現地住民の移転については「事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取り付けられなければならない。」とされていた。

しかるに、インドネシア共和国政府は、その現地住民の移転についての「同意」が得られたということを取り繕うために、種々の画策を行ったのであった。

i まず最初に、インドネシア共和国政府は、個々の住民「同意」に代えて、各村落指導者の「同意」で、これらの条件が満たされたという形を探ろうとした。そのために インドネシア共和国政府は、1991年4月13～14日に、密かに一部の村落指導者をバンキナンに集めた。そして、この会合に

において、参加した村落指導者には、一人当たり 15 万ルピアの署名報酬が配られたのである。こうして、移転・補償同意書への署名がインドネシア共和国政府によって買収された。

ii そして、この署名の買収のために、インドネシア国営電力公社は、村落指導者のジャカルタへの招待旅行を設定した。バンキナン会合の直後に、インドネシア国営電力公社の現地責任者のシャフリル・アミルは、150名の村落指導者を、西ジャワ州のチラタ・ダムとサグリン・ダムでの貯水池漁業の見学旅行に招く旨を発表した。この見学旅行の目的については「コタ50県とカンパル県の社会が経験することになる状況は、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池の周辺の社会が遭遇した経験と似ているからである」と説明された。

しかし、これは、表向きの理由で、実際には村落指導者を懐柔することにほかならず、そのため、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池漁業の見学は形だけのもので、実際にはアンチョルのレジャーランド やタマン・ミニ公園への観光旅行が主目的であった。そして、この際、参加者には一人当たり 20 万ルピアの小遣いが支給された。

## ② 本件ダム建設計画中止を求める住民要求

i 一部村落指導者の「同意」だけで（しかも買収された「同意」であった）、住民の「同意」が得られたという形が採られたことを現地住民が知った時、これに対する抗議の声を上げようとした。

しかし、現地では、インドネシア共和国政府は、軍隊を常駐させて、厳しい監視体制を敷き、一切の集会を禁止してしまった。

ii それにもかかわらず、本件ダム水没対象の村々では、軍・治安当局の監視の目を盗んで密かに現地住民による本件ダム計画反対の住民声明書が採択され、およそ 700 名の人々の署名が集められた。そして、10 カ村の住民たちからの委託を受けて、5 人の代表が、声明書と名簿を携えて、1991 年

9月1日にジャカルタに向かった。5名の住民代表は、ジャカルタにおいて、翌9月2日、国会・政党・関係政府機関などを訪れて、住民声明書と700名の署名簿を提出した。同時に、住民代表は、ジャカルタ訪問の目的を記載した声明書を発表し、これを関係機関および報道機関に配布した。この住民声明書においては、本件ダム建設計画が、次のような異常な事態の下で進められてきたことを指摘していた。

ア この本件ダム建設計画の立案段階から今日に至るまで、政府側による住民への説明は一度もなされておらず、公開の場での民主的な話し合いは何ら行われていない。

イ 補償同意書は、住民の知らないうちに、また住民全体の承認を得ないままに、住民代表を唱える一部の人々により署名されたにすぎない。

ウ 再定住地は、住民との協議が行われることなく、インドネシア共和国政府により一方的に建設されている。

そして、このような異常事態を指摘した上で、住民代表声明書では、以下のような要求を掲げていた。

エ すでに署名されている補償同意書は、無効のものとして取り扱われるべきこと。

オ 本件ダム建設計画に関する討議を白紙に戻して、最初からやり直すべきこと。

カ 本件ダム建設計画に関する一切の情報が、住民に対して公開されるべきこと。

キ 本件ダム建設計画についての討議は、インドネシア共和国政府による干渉を受けることなく、公開の場で民主的な方法で、行われるべきこと。

Ⅲ また、同日、現地住民代表は「コトパンジャン連帯委員会」の5名の学生とともに、内務省を訪れ、ルディニ内務大臣との面会を要求した。しかし、内務省は、大臣がジャカルタにいないことを理由に、面会要求には応じられ

ないとした。その代わりに、治安関係者が応接すると答えた。住民代表は、このような形での面接には応じられないとして、内務省側の提案を拒否した。

iv さらに、住民代表は、9月3日、日本大使館にも面会を求めた。この面会要求には、約20名の「コトパンジャン連帯委員会」メンバーが同行した。しかし、大使館側では回答に手間どり、このため門を挟んで、現地住民代表と大使館員との間で、入館させろ、させないで押し問答となった。この間、学生たちは、「援助とともに地獄へ行け！」（Go to hell with your aids !）とのシュプレヒコールを繰り返した。そして、門前でのやりとりの過程で、佐野利男一等書記官は、住民代表と1名の学生との会談を提案した。

しかし、学生たちは、代表団全員の入館を要求した。そのため、門前交渉は、難航した。結局のところ、この日は、会談は実現せず、翌4日午前に大使館員が、現地住民代表のほかに3名の「コトパンジャン連帯委員会」メンバーを加えた計8名の代表団と応接することで話し合いがついた。

この4日の話し合いには、佐野一等書記官らが応接したが、この会談は、異常な状態の下で行われた。というのは、会見の場には、2名の制服警官と2名のインテリジェンスと呼ばれる政府諜報部員が同席していたからである。これら警官たちは、話し合いの間中、現地住民代表らの似顔絵を描き続けていた。このような行為が、現地住民代表に大きな精神的圧迫になったことはいうまでもない。そのため、現地住民代表らは、言いたいことも十分に言えず、発言を抑えざるを得なかった。これら制服警官と政府諜報部員は、いずれも日本大使館付きの警備員ではない。明らかに外部から来館した治安担当の警官である。本来、大使館内は治外法権であり、インドネシア官憲と言えども、勝手に立ち入ることはできないはずであり、日本大使館側が警官らを招き入れたのである。

## (2) 現地住民代表の来日と日本政府による住民要求の拒絶

① 1991年9月7日、現地住民代表1名と女性環境保護活動家であるイ

エニー・ロサ・ダヤマンティ氏が来日した。滞日中、2人は、4省庁(外務省・大蔵省・通産省・経済企画庁)、OECFなどを訪問し、本件ダム建設計画の中止を訴えた。

そして、9月19日には、自民党対外経済協力特別委員長の林義郎議員と衆議院環境委員長の小杉隆議員の呼び掛けにより、4省庁とOECFが一同に会し、住民代表との話し合いが行われた。この会合において、現地住民代表は、本件ダム建設計画の過程において、現地住民の移転同意が得られていないことを説明し「援助」中止を求めた。これを受け、林議員と小杉議員は、4省庁とOECFに対して、本件への融資を再考するよう促した。しかし、これに対して、当時の外務省有償資金協力課長である石橋太郎(以下、「石橋」という)は、4省庁を代表すると称して

「われわれの話し相手は、インドネシア政府だけです」

と高圧的に言い放った。要するに、石橋によれば、外務省が相手にするのは、スハルト政権だけで、住民の意向などは、眼中にないというのであった。このような石橋の居直りともいえる発言により、この会合は一挙的に険悪なものとなり、これに反発して、現地住民代表は、

「日本の援助は誰のために行われるのですか？ 援助において、われわれ住民は、一体どのように位置づけられるのですか？」

と問い合わせたところ、石橋は、これに対して

「われわれとしては、インドネシア政府による住民対策を慎重に見守るだけです」

と述べた。そして、石橋のこの発言に対して現地住民代表は、

「インドネシア政府が住民の意向を無視し続けているからこそ、このような状況の下では融資をやめて欲しいと日本政府にお願いにきているのです。3条件は、一体何のために付けられたのですか？」

と反論した。しかるに、石橋は、3条件の遵守問題には触れようとせず、

移住対策がインドネシアの国内問題である旨を繰り返した。しかし、この内政不干渉の原則を楯に取った石橋の発言に対して、さらに住民代表は、

「あなた方日本国民の税金の使い方の問題なのです。人権侵害と環境破壊を引き起こすような場合でも、『援助』と強弁なさるのですか？」  
と指摘した。

この間、他の省庁とO E C F の関係者は、終始、押し黙ったままであり、こうして、国会議員の仲介により開かれた住民代表と政府機関との間の話し合いは、上記のような石橋のまさに強権的ともいえる対応振りのために物別れに終わってしまったのである。

3 以上のとおり、本件ダム建設計画に対しては、インドネシア共和国政府による弾圧にも関わらず、現地住民を初めとした反対の声が澎湃と巻き起こっていた。そして、現地住民は、来日をしてまでも、本件ダム建設計画の中止を訴えていたのであるが、日本国は、それを何ら誠意ある対応も見せず、無視し続けたのである。

## 第6 本件ダム建設によって生じた被害

本件においては、前記「日本のODAの問題性」において指摘したよう問題性が大規模かつ集中的の露呈した事案である。以下、原告らの被害状況について論ずる。

### 1 原告らが居住する各村落の状況

原告らは、本件ダム貯水流域及び本件ダム周辺に居住していた現地住民であり、本件ダム建設によって強制的に立ち退かされた（各原告が所属していた村落の非自発的移転の状況は、別紙村落一覧表のとおりである）。各村落の現在の状況は、以下のとおりである。

#### (1) タンジュン・バリット村（原告番号A 1番～A 250番）

① タンジュン・バリット村には、総計で13個の井戸が設けられているので

あるが、いずれも赤茶けた水で飲用に適さない。これらの井戸には、「O E C F 援助資金」で作られた旨が表示されているが、これら井戸は水道施設としてほとんどが役に立っていない。

② そして、政府から代替地として約束されたゴム園が整備されていないため、村民には収入源がない。両村の周辺の山々には火が入れられ、燃え残った木々が黒々と放置されているが、ゴムの成木の姿はなく、僅かに道路脇にゴムの若木が植えつけられている程度である。

③ また、不公平な形で補償が行われた結果、家々の造りには、相當に大きな格差がある。政府提供の木造住宅（縦6メートル、横6メートル）と比べて、一部には飛びぬけて豪勢な家屋もあるなど、家々の作りには、相当大きな格差がある。そして、電気代を払える家庭とそうでない家庭があり、その結果、電線が通じている家庭とそうでない家庭がある。

④ 補償問題が未解決であるため、タンジュン・バリット村の10世帯は、1998年に、法律支援事務所の支援を得て、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。地裁判決では、補償要求の対象とされた47区画の内、3区画について補償の支払いが認められたに過ぎなかった。そのため、住民側は、これを不服として、最高裁判所に上訴している。

⑤ 一時は水底に沈んだタンジュン・バリット村であるが、現在は、姿を現してしまっている。道路脇には廃屋や住宅跡地が露呈し、湖上には伐採されないままに残された枯れ木が延々と広がっている。また、一部の住民が、移転先では飲料水の確保が難しいために、姿を現した旧村落に戻り始めていている。

## (2) タンジュン・パウ村（原告番号B1番～B242番）

① タンジュン・パウ村の移転先であるリンボ・ダタ地区とは、本来「平坦な森」を意味する。しかし、実際の移転地は起伏の激しい地域で、決して平坦ではなかった。これは、住民が希望していた本来のリンボ・ダタ地区から、

数キロメートル離れたところで居住地区が造成がされた結果である。

② 政府の当初の約束では、1世帯あたり、0・1ヘクタールの住宅地、0・4ヘクタールの畠地、2ヘクタールのゴム園が供与され、移転した際には、ゴムの木はすでに育っており、数年で収穫できる状態であるということであった。

しかし、実際に与えられたのは、住宅地とは畠地のみで、ゴムの木はまったくといっていいほど育っていなかった。当初計画されていたゴム園からの収入がないため、村民は経済基盤を確立できておらず、コメ・ココナツ・バナナ・魚・その他の日用品のすべてを買わねばならず、村民の出費はかさむ一方である。

そして、移転前は自分の所有するゴム園からの収入で生計を立てていたが、移転後は、現金収入を得るために、他人の畠で農業労働者として働くを得なくなった者や岩を碎いて土木工事用に売る者も出ており、女性とて例外ではない。このような状況は、以前の村では見られず、住民の置かれている経済状況は極めて厳しい。

例えば、マルティニ氏（原告番号B17番）もそのような女性の一人であり、移転前は自分のゴム園を持っていたが、移転後は、仕事がないため、午前8時から午後4時ごろまで国道沿いの岩を碎いて、買い付けにくるトラックに売るという生活をここ一年ほど続けている。マルティニ氏が夫と二人で働いて一日に集められる岩の売値は、多くて2万5000ルピア（312.5円）程度であり、その岩もいつ売れるかわからない状態である。マルティニ氏の21歳になる長男は、高校の成績が優秀だったにもかかわらず、経済状態が逼迫し、学費がつづかなかつたために大学進学はできなかつた。マルティニ氏は

「移転せず、ゴム園からの収入があれば、いまごろ息子を大学に通わせることができたのに」

と移転していることを後悔している。

- ③ 移転地における飲料水不足の問題も、深刻である。移転直後、井戸に水があると住民はよろこんだが、実は雨水が溜まっていただけで、雨が降らなければすぐに涸れてしまうものだった。その後水問題解決のため、州政府の資金で水道が引かれたが、水源地が土砂で埋まってしまい、まったく機能しなかつた。

また、OECFの援助資金で村内13ヵ所に井戸、洗濯場、トイレが造られた。しかし、OECFの援助資金で造られた井戸は、いずれも赤茶けた水が出るばかりで、飲用には適さない。これらの井戸は水道施設としてほとんどが役に立っていないのである。

そのため、わき水を取水し、ポリバケツに入れて、手押し車で家屋まで運んでいるが、その湧き水も、やはり赤茶けており、飲料に適していない。さらに、一番近い小川でも往復で約10キロメートルあり、村民は、朝夕、飲料水の確保・入浴のために、約10キロメートルを歩かなければならない。

また、乾期には、ポリタンク入りの飲料水を購入せざるを得ない。

このように水道設備や井戸の造成事業が失敗した原因の一つは、事業を請け負った業者が住民の意見を聞かず、一方的に工事を進めたことが挙げられる。

- ③ 未だに補償問題が未解決であるため、住民67世帯が、2000年5月24日に、総額11億4500万ルピアの損害補償を求めて、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。訴えの趣旨は、1991年4月19日に、補償委員会と村落指導者との間の協議により、住宅・農地・作物などへの補償について合意されていたにもかかわらず、この合意がは守られないまま、これらの資産を水没させたのは違法であるというもので、1998年以来蒙った損害総額が8億8087万250ルピアにのぼるとして、これに年率13パーセントの利子を加味して、総額11億4500万ルピアの損害賠償の支

払いを要求している。

- ④ インドネシア共和国政府によって建設されたモスクは、手狭であり、住民が収容できないため、その隣に住民の手によって新たなモスクを建設せざるをえなくなった。
- ⑤ このほか、慣習法に基づく共有地が失われ、移転問題に対処できなかつたために慣習法指導者に敬意が払われなくなり、これまでの社会関係が失われるといった問題も生じている。

(3) タンジュン・アライ村（原告番号C 1番～C 382番）

タンジュン・アライ村の状況も他の村落と同様である。

さらに、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製であり、住民の健康への被害が憂慮されている。

(4) ルブック・アゲン村（原告番号D 1番～D 557番）

- ① ルブックアゲン村は、バトゥ・ブルスラット村からの移住者からなる。バトゥ・ブルスラット村からの移住者は、他にラナ・スンカイ村を形成したが、ラナ・スンカイ村は2つの村落に別れることとなり、第1村には220世帯が入植したが、現在、約40世帯が残っているだけであり、第2村には337世帯が入植したが、現在、30世帯が残っているだけである。そして、これらラナ・スンカイ第1村とラナ・スンカイ第2村から立ち去った世帯の多くがルブック・アゲン村の方に移り住んでいる。

- ② このルブック・アゲン村は、政府によって用意された移住地ではなく、かつてのバトゥ・ブルスラット村のウラヤット地であった場所を、村民が自力開発して造成したのであるが、状況は、他の村落と概ね同様である。

- ③ ちなみに、ラナ・スンカイ村に留まっている人々は、立ち退き補償金として500万ルピア（1万ルピア＝約140円で計算すると、7万円）を受け取ったにすぎず、それも極めてくるしい経済状態である。また、2ヘクタールのゴム園は与えられたが、いま苗木が配られている段階で、収入が得られ

るまでに7年以上も待たねばならない。そのため、プランテーションに農園労働者として、働きに出ている村民が多い

(5) コト・トゥオ村（原告番号E 1番～E 3 3 6番）

① コト・トゥオ村の最大の問題は、最大水位85メートルの際には村の大部分が冠水してしまい、逆に低水位の際には水辺から遠く隔たってしまうという点にある。

② この村落の状況も他の村落の状況と概ね同様である。

たとえば、依然として214区画について補償問題が未解決であり、ゴムの木は植えられていない。また、村民たちは、3年間は電気代は無料であるという約束をされていたが、初年度から電気代を徴収されている。また、生活難のため、多くの村民がマレーシアやシンガポールに出稼ぎに行っている。こうした状況の下で、この村では、将来の収入源として漁業に期待して、幾つかの世帯が漁船を造っていた。しかし、樹木を伐採しないまま、本件ダムに貯水した結果、樹木の腐敗・富栄養化などによって、水質の悪化し、貯水池漁業の見通しは極めて厳しい状況にある。

(6) ムアラ・タクス村（原告番号F 1番～F 3 1 4番）

状況は、他の村落と概ね同様である。

この村落においては、約60区画の補償問題が未解決であり、現在、その問題を巡ってバンキナン地方裁判所に提訴している。

(7) ムアラ・マハット・バル村（原告番号G 1番～G 8 2 1番）

状況は、他の村落と概ね同様である。

① 村民の経済状況は極めて厳しく、例えばロハニ氏（原告番号G 1 5 1番）は、本来的に立ち退き補償として4000万ルピアを受け取る資格があったが、実際に手渡されたのは、800万ルピアにすぎなかった。その結果、4人の子供を育てるために、ロハニ氏は、近くの農園に働きに出ているが、生計を維持するのに精一杯で、子供の授業料を出すことができない。そのため、

長男は中学2年で、長女は小学5年で、次男は小学4年で、それぞれ退学させざるを得ず、次女（10歳）にいたっては、やむをえず孤児院に入れられなければならなかつた。

② ムアラ・マハット・バル村は、住民中核農園方式（私企業が開設した農園に移住民を招致し、農地を提供すると共に、そこで栽培されたゴム・パーム油などの生産物の買い取りを保障する方式）で住民の移転が行われた、本件ダムの水力発電所から各世帯に2ヘクタールの油ヤシ農園が用意された。しかし、本来ならこの2ヘクタールの農園は経済基盤支援のため無料で供与されるべきであったが、実際には有料であった。

さらに、油ヤシ農園に移された人々も、パーム油の国際価格の下落のために、生活困難の状態に陥っている。

#### (8) ポンカイ・バル村（原告番号H11番～H158番）

① 旧ポンカイ村は、移転させられたリアウ州8村のうちの1村である。ほかの7村が村ごと移転したのに対し、この村は、現在のポンカイ・バル村（スラタン・シベルアン第2居住地区）、ポンカイ・イステイコマ村（旧ポンカイ村の水没しない地区に移転。政府による援助はない）、マヤン・ポンカイ村（プカンバル近郊にあるアブラヤシの住民中核農園）と3カ所に分かれて移転した。スラタン・シベルアン地区への移転は、1996年2月に実施されている。同地区は、貯水池周辺に造成された再定住地のなかではもっとも奥に位置しており、西スマトラ州とリアウ州を結ぶ国道まで、車で1時間以上かかる。

② 移住地には、ミナンカバウ社会におけるルマ・ガダンもなければ、ウラヤット地もない。そのため、新世帯に割り当てられるべき土地の余裕もない。

また、政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅（縦6メートル横6メートル）である。住民に言わせれば、「これでは、まるでヤギ小屋で

ある」というものである。

しかも、ポンカイ・バル村は、タンジュン・アライ村などと同様に、家屋の屋根は、アスベスト製である。また、移住局が用意した200戸の家屋のうち、川の近くに建てられた32戸は、雨が降ると浸水するため、結局それらの家を放棄し、あらたに自分で家を建てなければならなかつた。

さらに、住民意思を無視して政府により建設されたモスクは方向が間違つており、その隣に住民の浄財で新たなモスクが建設せざるを得なかつた。

② 村民の経済状態は極めて厳しい。例えば、ある村民は、交通費を節約するために、夫とともに隣村のタンジュン村の農園まで約7キロメートルの道程を徒步で通つてゐる。報酬は1日7500ルピアで、2人合わせても1万5000ルピアにしかならない。これでは到底6人家族を養つていくことができず、1キログラム当たり3000ルピアのコメは高嶺の花で、毎日キャッサバしか食べていない。また、授業料を捻出できないために、中学生の娘は退学させざるを得なかつたと。

③ 医療・保健体制も劣悪である。このポンカイ・バル村には、医者も助産婦もいない。こうした無医村では、急病人が発生する場合には、無線連絡しか方法がなく、そのため、しばしば手遅れとなるケースがある。

④ ポンカイ・バル村では、未だ163区画の補償がなされていない。

補償問題が未だ解決していない原因の一つは、地方政府関係者の汚職のためである。政府役人が財産目録を勝手に改竄して、虚偽の土地所有者に支払つたのである。

⑤ タンジュン・パウ村と同様、この村でも水とゴム園の問題は、解決されていない。水道施設については、貯水タンクやパイプは村内に見られるが、移転当初からまったく機能していない。その原因は、装置が故障したまま放置されており、また、その燃料もないためである。さらに、水源地にある取水口も土砂で埋まつてゐる。そして、2世帯に1個与えられた井戸（2～2・

5メートル) も、乾季には水がなくなる。

ゴム園については、当初の約束では、植えられてから3年ほどたったゴム園(1世帯あたり2ヘクタール)が与えられるはずであったが、実際には育っていないかった。そのため住民は、1999年にリアウ州知事庁舎でデモをおこない、ゴム園の早期整備を求めた。そのため、整備事業がようやくはじまったが、ゴムの苗の植え付けや手入れは村民たちでしなければならず、2ヘクタールにつき50万ルピアが州政府から支給されるものの十分ではなく、収穫までに少なくともまだ5~6年はかかる。

一方、村内の畠はイノシシによる害がひどく、あらたに苗を植える資金もないため、野菜の生産は多くない。収穫があったとしても、貯水池周辺の一番奥に位置するこの地区は、交通の便が悪く、村の外に売りに行くのもむずかしい。就業機会は村内にはほとんどないため、多くの住民が近隣の村へ働きに行かなければならない状況である。

さらに、近隣の村の民間企業が経営している油ヤシ農園での労働は、日当わずか5000ルピア(62・5円)にしかならない。隣村の住民が所有しているゴム園でゴムの樹液採取の仕事をした場合でも、農園所有者と収穫を分け合うため、収入は多くて1日1万ルピアである。ガンビル園でガンビルの加工作業(葉を煮詰めて抽出したものを筒で型を取り、乾かす。嗜好品や皮のなめしなどに利用される)に従事した場合は、かなりの重労働であるにもかかわらず、収入は1日1万5000ルピアほどである。

しかも、こうした仕事が毎日あるとは限らない。多くの村民は十分な収入が得られず、主食のコメの代わりにキャッサバやバナナを食べている。

⑥ 公共施設については、小学校やモスクなどはあるが、村役場、保健所、サッカーフィールドなどはない。修理の必要な道路や橋に対して、政府からの支援はないため、修理は住民の「奉仕作業」でおこなっている。

⑦ 電気代は、当初の約束では1年間無料ということだったが、実際には有料

である。また、各家庭に電線を引くためには50万ルピア支払わなければならぬ。

(9) グヌン・ブンス村 (原告番号 I 1 番～I 144 番)

状況は、概ね他の村落と同様である。

(10) ポンカイ・イステイコマ村 (原告番号 J 1 番～J 175 番)

ポンカイ・イステイコマ村は、前述のとおり、旧ポンカイ村から別れた村落の一つであるが、政府が用意した移住地に移住するのではなく、元の村の水没していない地域に自分たちで移住した。したがって、政府からの援助は全くない。

(11) タンジュン村 (原告番号 K 1 番～K 284 番)

① このタンジュン村は、JICAが東電設計に作成を委託し、東電設計が作成したフィージビリティ・スタディには挙げられていない。しかし、現実には、このタンジュン村をはじめとして3か村以上の人々が本件ダム建設の影響を受けている。

② この村では、ダム貯水池の造成により、45戸が水没した。これらの水没世帯への補償は現実には支払われず、代替地さえも用意されなかつた。また、350世帯が一時的に冠水被害を被つた。そして、村民たちは、冠水の恐れのあることについては、政府により事前に何も知らされていなかつた。そのため、これらの世帯は、将来的な冠水の恐れを避けるために高台に移転せざるを得なかつた。しかし、この移転費用については何らの政府支援もない。

(12) バルアン村 (原告番号 L 1 番～L 200 番)

バルアン村は、本件ダム建設に伴う移転はなかつたが、ダム貯水池の造成により交通難の状態に置かれている。つまり、かつてはマハット川の川幅が40メートルで浅かったために車で容易に横断でき、国道にアクセスできたのであるが、現在ではダム貯水池の幅員が400メートルにもなつたために、15キロメートルも迂回しなければ国道に出られない。そのため、すべてが

物価高となり、また電力供給施設は設けられていない。

## 2 原告らの被害

原告らの居住する各村落の状況は以上のとおりであるが、原告らに生じた被害を類型化すると次のとおりになる。

### (1) 移住先の劣悪な環境

さらに、住民移住地の多くは、熱帯林を切り開いて、ブルドーザーで造成されたため、表土が洗い流されて、赤土状のラテライトが剥き出しの状態であり、そのような土地状況では、持続的農業は、不可能である。また、油ヤシ農園に移された人々も、パーム油の国際価格の下落のために、生活困難の状態に陥っている。

しかも、ダム貯水池周辺の住民移住地では、約束された2ヘクタールのゴム園が造成されていない。そのため、移住者は、収入源のない状態に追い込まれている。

そして、ダム貯水池では、樹木を取り除かないままに貯水されてしまった。そのため、貯水池に残された樹木が腐食して、水質悪化が進行しており、富栄養化現象が加速されている。すでに魚類の大量死という問題も発生しており。

これらの樹木の残った浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境を作り出している。そのため、今後、マラリアの大量発生のおそれがある。

移住地とゴム園の造成のために集水域での森林伐採が大々的に行われており、そのため貯水池への土砂の流入が加速されている。

本件ダム下流地域では、有機栄養分を含んだ水が流れてこないため、土地の肥沃度は、年々低下していくことは避けられない。

### (2) 飲料水の確保の困難性

O E C F融資で作られた移住先の井戸が、全く使い物にならない。これらの井戸の大多数は、赤茶けた色で、飲用には適さず、住民の飲料水の確保が困難な状態にある。

### (3) 深刻な収入難

今日、本件ダム貯水池の周辺の移住地のゴム園には10パーセントほどしか苗木は植えられておらず、しかもそれらは幼木で樹液が得られるまでには成長していない。

そのため、現地住民は、深刻な収入難に直面している。移住地では生活できないために、家族全体で、ないしは家族の一部が、ジャカルタ、さらにはシンガポール、マレーシアなどへと出稼ぎに出ているケースも多い。

移住地に留まっている現地住民は近隣のプランテーションに賃金労働者として働きに出るか、ないしは採石、薪・籐集めなどで、辛うじて食いつないでいる。また、前述のように、ダム貯水池の水質の悪化により、漁業も成り立たない。いずれにせよ、現地住民の収入はわずかで、子供を学校に通わせる余裕のない現地住民も多い。

### (4) ミナンカバウ社会の破壊

#### ① ミナンカバウ社会

ミナンカバウ族とはスマトラ島の中部高地一帯に居住する民族の総称である。ミナンカバウ族の居住地域は西スマトラ州からリアウ州にかけて広がっており、本件ダム貯水流域周辺に居住する原告らもミナンカバウ族に属する。

リアウ州においては、低地の沿岸部に居住するのはマレー系の人々であるが、内陸部に居住するのはミナンカバウ系の人々であり、ミナンカバウ社会は、マレー系社会やジャワ系社会とは異なる社会・経済・政治組織を有する。

まず、社会的な存在形態という点からすると、ミナンカバウ族の人々は、地域ごとに分散しており、それぞれに伝統的で位置的な村落共同体を形成している。各村落はいくつかの氏族が集まって形成されており、それぞれの氏族には1名の氏長がいる。ミナンカバウ社会の代表的な特徴の一つはその独特な家屋に現れており、屋根に反りのある高床式の長大家屋はよく知られているところである。そして、村落の中心には、モスクとルマ・ガダン（「大

きな家」の意味)があり、ルマ・ガダンにおいては、村民により集会が開かれたり、結婚式や葬儀などの行事が催される。さらに、ミナンカバウ族は母系社会を採用していることでも広く知られている。つまり、この社会では、親族の血縁関係は母系氏族においてたどられており、したがって、子供は母方の氏族に属し、財産も母系氏族において相続されている。

しかし、社会統治という観点から眺めれば、ミナンカバウ社会は母系氏族のなかの伯父たちによって取り仕切られており、それぞれの村落共同体は、基本的には、伝統的・宗教的指導者が中心となって形成される集団的合議組織である村落協議会によって統治・運営されている。この村落協議会は古者が中心となり、これにイスラム長老・学識経験者が加わって、これら3者によって構成されている。そして、統治・運営の基準となるのが慣習法とイスラム法であり、村落共同体の重要事項は、慣習法とイスラム法を基準として、上記の伝統的・宗教的指導者のイニシアチブの下に住民参加の集会で決定される。

つぎに、土地所有の形態であるが、私有財産制度ではなく、基本的には集団的土地所有制度の上に成り立っている。つまり、土地の所有権そのものは村落共同体の属しており、ここの人々にはその利用権が認められているのである。この土地所有制度の点で特徴的なのが、ウラヤット地と呼ばれる慣習的共有地である。ウラヤット地は、先祖伝来の入会地であり、村落共同体全体の利用に供されている。このため、ウラヤット地は相続地とも呼ばれている。そして、このウラヤット地は、主としてゴム園として利用されているが、その大部分は、将来的な利用の発生に備えて、森林と利用が保留されている。また、ウラヤット地は売買の対象とされていない。

ミナンカバウ族は、インドネシアでも有数の信仰心の厚いイスラム教徒であって、各村落には莊厳なモスクが建っている。このモスクは各村落の住民の淨罪によって建てられたものである。つまり、土地の形態での寄進と金銭

の形態での寄進によって建立されたものであり。こうしたことから、モスクが建立されている土地（イスラム教公有地）も売買の対象とされていない。原告らが属するミナンカバウ族の社会は、概要以上のようなものである。

② しかしながら、以上のようなミナンカバウ社会は、本件ダム建設に伴う現地住民の強制移住によって、破壊された。

i まず、強制的に移転させられた住民には、世帯毎に代替地が与えられることになった。しかし、前述のように、ミナンカバウ社会においては、土地所有の形態は、村落が土地を所有する集団的土地所有の形態をとっており、そもそも世帯毎に土地を所有するという概念は存在しなかった。その結果、ミナンカバウ社会における集団的土地所有形態は移住によって維持し得なくなった。

また、移住を契機として、伝統的・宗教的指導者のイニシアチブが失われ、従来から慣習的に行われていた統治システムが機能しなくなっている。

ii また、インドネシア共和国政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ社会における伝統的な建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅（縦6メートル、横6メートル）であり、住民にいわせると「これではまるでヤギ小屋である」とのことである。

iii さらに、インドネシア共和国政府によって建設されたモスクは、例えばモスクの方向が間違っていたり、住民を収容しきれないなど、モスクの体をなさないものであった。また、ルマ・ガダンも存在しない。

## (5) 補償問題の未解決

本件ダムに本格的な貯水が開始された時点においては、未だに住民に対する立ち退き補償と再定住の問題は片付いていなかった。

本件ダムによって立ち退かされた住民に対しては、当初から低い補償基準が押し付けられた上に、補償金の多くが、政府関係者によりピンハネされてしまったのである。そのため、移住民の実際の受け取り額は、極めて少なかった。

しかも、住民のうちには、未だに補償金を受け取っていない人々がいる。これらの人々は、現在、法廷闘争を行っている。

#### (6) 自然環境の破壊

本件ダム貯水池及びその周辺は、元来、豊かな自然環境を有しており、熱帶動植物の宝庫であったが、本件ダムへの貯水により、その自然環境が破壊され、とりわけ野生動物を絶滅の危機に追いやった。絶滅の危機に瀕する野生動物は以下のとおりである。

##### ① スマトラ象

i スマトラ象は、インド象・セイロン象・マレー象を含む4亜種あるアジア象の1亜種である。アジア象は、かつては西はチグリス・ユーフラテス川流域から、東は中国南西部まで、広く分布していたが、開発・密猟等の原因によって甚だしく個体数が減少しており、現在、野生のアジア象は、インド・ネパール・中国から東南アジアまで13カ国棲息しているのみである。

アジア象は、国際自然保護連合において、1988年に「絶滅危惧種」に指定されている。

ii 本件ダムへの貯水にあたっては、36頭の原告スマトラ象が移転させられた。しかし、実際には11頭もの象が残っていた。生息環境を奪われたこれらの象は住民の田畠を荒らし回っており、威嚇のために、やむをえず1頭が射殺された。

iii 1984年3月にJICAが作成した「コタパンジャン水力発電開発計画調査報告書」によれば、「ムアラタクス遺跡付近には象が出現するといわれており、地元住民の言によれば、遺跡の北側、カンバル・カナン川対岸（左岸）の8.5キロメートル奥地が象の生息地ではないかと推測されている。この地区は水没はしないが、象の生活圏、行動範囲に影響を及ぼすことが考えられるので、必要な場合は象の散歩道の設定、又は象の定住

園への移動を提案する。」と記載されていた。

その後、1989年にリアウ大学が行った象の生息数調査では、本件ダム貯水流域での象の生息数は40頭前後と把握されている。そして、同調査では、1983年にリアウ州知事によって、動物保護区に指定されたギアム・シアク・クチル地区が本件ダム周辺に居住する象の移転すべき適地としている。

1992年1月4日、西スマトラ・リアウ・ピキトゥリン電力公社とリアウ州森林局地域事務所リアウ州自然資源保護支局との間の協定に基づき、1992年1月1日～1992年12月31日の予定で、リアウ州自然資源保護支局による象の捕獲と移住の作業が開始され、1993年5月30日にその作業は完了した（第一期捕獲作業）。そして、この間、雄11頭、雌20頭の合計31頭が捕獲された。その内訳は0～3頭の子象3頭、4～16歳の成長期の象19頭、17歳以上の成年象9頭である。

次に、1994年～1995年にかけ、リアウ州自然資源環境保護支局による第二期捕獲作業が行われ、雄3頭、雌2頭の合計5頭が捕獲された。その内訳は成長期の象3頭、成年象2頭である。

本来ならば、象はギアム・シアク・ワチル動物保護区で解放されるべきであったが、解放された象は1頭もない。第一期捕獲作業においては、捕獲作業中に数頭の象が死亡し、2頭の象がタナブティ村のスパンガ象訓練所近辺に放された他は、このスパンガ象訓練所に運ばれた。そして、第二期捕獲作業においては、全ての象がスパンガ象訓練所に運ばれた。しかしながら、象訓練所といつても、それは名ばかりで、その実態は象を虐殺する施設にすぎず、訓練所内において多くの象は死亡し、数頭の象が生存しているにすぎないのである。また、捕獲されなかった象のうち1頭が生息地を奪われたがゆえに住民の畑に出没し、住民とのトラブルを引き起こし、上記のとおり、1頭の象が射殺されるなどの極めて悲惨な事態が起こ

っている。

iv このように、本件ダム建設計画によって、原告象個体群の生息域を破壊したのみならず、かろうじて生存可能性のあった動物保護区への移転もなされず、本件ダム貯水流域に生息していた多くの象が死に追いやられたのである。

## ② スマトラ虎・マレーバク

i スマトラ虎は、スマトラ島だけに棲息し、現存する虎の中でもっとも小型の虎である。スマトラ虎は、1985年には1000頭近くいたが、現在では、400～500頭に減少しており、国際自然保護連合では「絶滅危惧種」より絶滅に近い「危急種」とされている。

マレーバクは、現存するバク4種のうち唯一アジアに棲息しており、バクの仲間では最も体が大きい。ミャンマー南部からマレー半島・スマトラ島に棲息しており、棲息数は900頭～3000頭である。国際自然保護連合では「絶滅危惧Ⅱ種」に指定されている

ii 本件ダム貯水流域は、上記スマトラ象以外にもスマトラ虎・マレーバクをはじめとして熊・猿など多くの野生動物が生息していたが、貯水により、これら野生動物は、一時は島状に残された土地に避難を余儀なくされることになったが、結局は、そこでは餌が得られないために、ほとんどが餓死してしまった。

i 1988年3月にインドネシア国営電力公社が作成した環境管理計画によれば、移転を要するような野生動物としてスマトラ象の他にスマトラ虎があげられ、マレーリス・シアマン（猿）も要保護動物とされている。しかし、本件ダム建設にあたっては、スマトラ象以外の野生動物に対する何らの対応もとられなかった。その結果、上記のように、1997年に開始された貯水により、スマトラ虎・マレーバクなど多くの野生動物が生息地を奪われ、餓死に追いやられたのである。

## 第7 被告らの違法有責性

### 1 本件ダム建設自体の違法性

「第6 本件ダム建設によって生じた被害」において既述したとおり、原告らには甚大な被害が生じており、これら被害は、全て本件ダム建設によってもたらされたものである。これらをまとめると以下のとおりになる。

#### (1) 本件ダム建設による現地住民の生活被害

現地住民の移転先は劣悪な環境であり、決して従前どおりの生活が実現できるものではなく、現地住民らの生活はまさに危機に瀕している。

#### (2) 本件ダム建設による共同体・独自文化の破壊

すなわち原告らの属するミナンカバウ文化の破壊である。

#### (3) 野生生物の生存の危機

スマトラ象・スマトラ虎・マレーバクらは、本件ダム建設によって、種そのものが絶滅の危機に瀕している。

#### (4) 非自発的移転の違法性

① 本件の貯水流域は極めて広大であって、多くの部落が重要な経済資産・労働手段・伝来の貴重な民族文化遺産もろともに水没させられた。結果、

伝統的共同体は崩壊し、家族経済も殆ど崩壊してしまった。それはまさにエコサイド（自然圧殺）でありエスノサイド（民族絶滅）であり、ある意味ではジェノサイド（集団殺害）ですらあった。

② 予想されたこのような事態の到来を恐れた現地住民は、被告日本国側によるプロジェクト・ファインディングの開始後、約10年後に至ってこのプロジェクトが現実に動き出し、明るみに出た時から、明確に、これに対して強く反対した。

しかしスハルト政権による強権政治の体制下では、これらの声は弾圧され、あるいは一部特権層への懷柔を梃子とした工作等により、これら現地住民の

意思は抑圧され、住民は全く非自発的に移転せしめられていったのである。

③ ところで、そもそも一定の住民が、その居住空間において住み続ける基本的権利は、「居住権」として、すでに国際的に確立された権利として承認されており、そして、世界人権宣言17条2項「何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない」から導き出される必然的な帰結は「強制移住の禁止」の原則と「住民同意」の原則である。これらの原則はいくつかの国際条約や国際機関の宣言・ガイドラインのうちにも確認されてきているところである。

#### i 国際人権規約

その典型が、被告日本国も締結批准している国際人権規約である。すなわち1966年国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、いわゆる「社会権規約」（国際人権A規約）は、その11条1項において

「この規約の締約国は、自己及びその家族のための適切な・・・居住を内容とする適切な生活水準についての、ならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」

と宣言している。

そして、「人間固有の尊厳に由来するこの権利」（規約前文第2パラグラフ）を実効あらしむるために設けられた規約委員会制度において、「居住権」の重要性は繰り返し確認され、人権委員会に報告・承認され、更には国連社会経済理事会に報告され承認されて、これらは国連人権規約上の規範力を付与してきた。

例えば、1993年3月には第49回国連人権委員会総会は「強制立ち退きに関する決議」を行った。これによると

「強制立ち退きなる行為は、人や家族や集団を無理矢理に家庭やコミュニティから連れ去ることによって、ホームレス状態を悪化さ

せ、住宅と生活条件を劣悪にするものである。」

「強制立ち退きとホームレス問題は、社会的な対立と不平等を先鋭化し、常に社会の中で最も貧しくまた社会的経済的環境的政治的に、最も不遇で弱い立場にある人々に対して影響するものである。」

として

「強制立ち退きを防ぐ究極の法的責任は政府にある」

「国際機関は、適切な保護や補償のないまま、人々を大規模に追い立てたり移転させたりする事業に関わるのを、慎重に避けるべきである。」

と、宣言している。

あるいは、

「強制立ち退き行為は、人権なかんづく適切な住宅への権利に対する重大な違反である。」

と宣言された。

国連人権委員会が、このように固有の人権として居住権を宣言するに至ったのは、「開発」の名による都市部の再開発事業や巨大ダム建設による強制立ち退きの結果による大規模な難民状況による非人間的悲惨が、深刻に憂慮されたことによる。

## ii I L O 条約

国際労働機関（以下、「I L O」という）は、1957年6月26日、「独立国における先住民その他の部族民の保護と統合に関する条約」（I L O 107号条約）を採択した。その目的は、先住民、少数民族などの伝統的社会のために、この社会全体による集団的所有権ともいるべきものが尊重されるべきことを定めることにあった。

しかしながら、この条約には、名称からも知られるように、統合主義の

考え方が導入されていた。そのため、条約から統合主義の色彩を取り除くべきであるとの批判がなされてきた。

このような批判に応えて、条約を改正するための交渉が積み重ねられた結果、1989年6月24日に新条約が採択された。新条約の名称は、「独立国における先住民その他の部族民に関する条約」（ILO169号条約）と改められた。新条約では、先住民社会の土地所有権と利用権の尊重義務について、14項1項には、次のように規定されている。

「関係住民が伝統的に占有している土地に対して、これらの住民の所有権が、認められなければならない。また、関係住民によって排他的に占有されているのではないが、これらの住民が生存上の必要および伝統的な活動のために長年にわたって出入りしてきている土地の利用権を保護するための措置が、適當な場合には取られなければならない。この点で、遊牧民と移動耕作者の立場に対して、特別な配慮が払われなければならない。」

そして、「強制移住の禁止」の原則と「住民同意」の原則については、同条約の16条において、以下のような内容で規定されている。

「(一) この条の以下の各項に従うことを条件として、関係住民は、彼らが占有している土地から立ち退かされてはならない。

(二) 例外的な措置として、これらの住民の立ち退きが必要であると判断される場合には、このような立ち退きは、当該住民に十分な情報が与えられ、かつ彼らの自由な同意が得られるときにのみ行われるものとする。彼らの同意が得られない場合には、こうした立ち退きは、適當な場合には公聴会を含めて、国内法令によって定められる適正な手続きに基づいてのみ行われるものとする。このような手続きは、関係住民の意向が十分に代表される機会を備えていなければならない。

(三) 立ち退きのための理由がなくなる場合には、これらの住民は、可能な限り早期に、自らの伝統的な土地に帰る権利を有するものとする。

(四) こうした帰還が不可能な場合には、これらの住民は、協定の定めるところにより、またはこのような協定がない時には、適正な手続きにより、少なくとも彼らが以前に占有していた土地に匹敵する同質の土地と法的地位を最大限に与えられなければならない。このような土地は、これらの住民の現在のニーズを満たすとともに、また将来の発展の機会を提供するにふさわしいものでなければならない。関係住民が金銭または現物での補償の方を選ぶ場合には、彼らには、適当な保証の下に、このような補償が与えられなければならない。

(五) このような立ち退きにより何らかの損失または被害を受けた人は、十分に補償されなければならない。」

この条約は、先住民の土地所有権と利用権の尊重を定めたものである。また、日本は、この条約には加盟していない。しかしながら、ここに掲げられている基本原則と手続きは、先進国および開発途上国を問わず、また先住民の居住地域であるかどうかを問わず、世界のいずれの地域においても、当然に尊重されるべき事柄であると言える。

## ii 世界銀行の非自発的移住ガイドライン

世界銀行は、1979年に、非自発的移住ガイドラインの策定作業に着手した。その結果、1980年2月には、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」と題された業務マニュアル書が策定された。

その後、世界銀行は、この業務マニュアル書の改訂作業に着手した。その結果、1986年10月10日には、「世界銀行融資プロジェクトにお

ける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」と題された業務政策覚書が作成された。

さらに、その後、世界銀行内部では、この覚書を業務指令の地位にまで高めるための検討作業が続けられた。その結果、1990年6月29日には、「非自発的移住」に関する業務指令が作成された。そして、前記の業務マニュアル書と覚書は、新たな業務指令と取り替えられることとなった。この業務指令のうちに掲げられている非自発的移住に関する基本政策は、以下のような内容である。

- (一) 非自発的移住は、移住者への悪影響が大きいが故に、可能な限り避けられるか、ないしは最小限にとどめられるべきである。
- (二) 立ち退きが不可避な場合には、移住計画が策定されるべきである。移住計画は、プロジェクト立案の不可欠の一部として位置づけられるべきである。
- (三) 移住者が、以前の生活水準および所得獲得能力を改善するか、ないしは少なくとも回復できるようにすべきである。
- (四) 立ち退き者に対しては、①立ち退きコストに見合う損失補償が行われるべきであり、②プロジェクトの利益を共有する機会を与えられるべきであり、③移転に際して、また移転先での過渡的期間に対して、支援が供与されるべきである。
- (五) 移住による悪影響を緩和するために、社会共同体としての集団的な移住に配慮すべきであり、また社会・文化環境および自然環境への違和感を軽減するために、できるだけ近距離に移住地が設けられるべきである。
- (六) 移住計画の策定にあたっては、移住者と受け入れ住民の双方の参加が助長されるべきである。移転と再定住のプロセスに

においては、既存の社会的および文化的な組織が、活用されるべきである。

(七) 移住地の立案にあたっては、移住者の新たな共同体が、地域の社会・経済構造に溶け込めるような形で、必要なインフラとサービスが備えられるべきである。

(八) 移住者の受け入れ先の社会共同体が、人口増加のために被る社会的・環境的な悪影響を緩和するために、かかる共同体への支援が供与されるべきである。

(九) 先住民、少数民族、遊牧民、その他の社会集団が、プロジェクトのために収容される土地またはその他の資源に対する非公式の慣習的権利を有しているような場合には、これらの人々に対しては、適切な代替地、インフラ、その他の補償が供与されるべきである。これらの人々が収用される土地に対して法的権原を有していないことが、これらの人々に対する補償および再定住の供与を拒否する理由となってはならない。

以上の基本政策のうち、とりわけ注目されるのは、「立ち退き者が以前に享受していた生活水準を改善するか、ないしは少なくとも回復すること」という要件が掲げられていることである。しかし、実際問題として、この要件を充足することは、極めて難しいと言わねばならない。とりわけ、河川、海浜、森林などの自然の恵みに依拠して生活していた人々を立ち退かせて、以前の生活と同等ないしはそれ以上の生活水準を確保するというようなことは、実際には困難である。

立ち退き者の生活水準の回復ないしは改善という要件を充足することが難しいことについては、世界銀行も、これを認めている。この点について、世界銀行報告書では「立ち退き」と「生活再建」の問題とを区別する必要があるとして、次のように指摘している。

「立ち退きは、あるプロジェクトが社会全体の利益のために進められるにあたって、土地その他の資産がいかに収用されるかにかかわっている。これに対して、生活再建は、立ち退かされた人々の運命にかかわっている。理論的には、これらの二つのプロセスは、それぞれが、単一の連続事業の一部を構成している。しかし、実際には、前者が、必ずしも後者を伴うとは限らない。」

要するに、これまでの移住実行においては、もっぱら「立ち退き」の側面に关心が注がれてきており、「生活再建」の側面が軽視されてきたというのである。それ故、「生活再建」という尺度から眺めるとき、報告書では、成功例がほとんどないことを認めて、次のように述べている。

「移住者が、同等ないしは生活水準を回復するという点では、成功しているプロジェクトはあまりにも少なく、また不満足な実行状況が、未だに広く行き渡っている。投資プロジェクトの多くの結果を眺めてみると、予期されていたプロジェクト利益は得られていないし、また世界銀行の政策目標とも合致していない。」

なお、世界銀行の業務指令においては、「土地には土地を」の移住指針も掲げられている。この点については、次のように述べられている。

「経験の示すところによれば、金銭補償だけでは、通常は不十分である。・・・農業中心の社会基盤から立ち退かされる人々に対しては、土地基盤の移住戦略が優先されるべきである。適当な土地が確保できない場合には、雇用ないしは自営の機会を創出する方向において打ち立てられた非土地基盤戦略が用いられるこができる。」

このように、世界銀行ガイドラインにおいては、「土地には土地を」の移住指針が掲げられているのではあるが、実際には、世界銀行貸し出しプロジェクトにおいては、この移住指針は、ほとんど適用されておらず、

大抵の場合には金銭補償にとどまっている。世界銀行も、この事実を認めている。この点については、世界銀行報告書では、以下のように述べられている。

「農村地域における立ち退き活動の主要形態は、立ち退き世帯に代替地を提供することである。大抵の場合に、『土地には土地を』の戦略は、現金補償の支払いよりも、はるかに優れた結果をもたらしている。もっぱら金銭での補償を行うことを旨としてきた世界銀行の経験では、特に農村での立ち退きにおいては、多くの場合にマイナスの結果に終わってしまっている。」

### iii OECDの「非自発的移住ガイドライン」

世界銀行の「非自発的移住ガイドライン」においては、移住計画の立案と実施にあたっての住民参加の重要性が強調されている。しかし、立ち退き対象者の移住同意という点については何ら触れていない。それ故、世界銀行ガイドラインにおいては、住民同意が得られない場合には、国家権力を用いての強制立ち退きが行われる余地が残されている。

これに対して、経済協力開発機構（OECD）によって1991年に策定された「非自発的移住ガイドライン」（正式には、「開発プロジェクトにおける非自発的な立ち退きと移住に関する援助機関のためのガイドライン」）においては、次のように述べられている。

「プロジェクトによって影響を受ける人々の権利を保護する受け入れ可能な移住計画が含まれていない限り、援助国は住民移住を引き起こすプロジェクトを支援してはならない。」

このようにOECDガイドラインにおいては、移住対象者にとって「受け入れ可能な」移住計画が作成されていない限り、援助国は、プロジェクト支援を行ってはならないとされているのであって、ここには、住民同意の基本原則が默示されている。この意味で、OECDガイドラインにおい

では、世界銀行ガイドラインにおけるよりも、移住対象住民の人権保護の観点が一層強く反映されていると言える。

O E C D ガイドラインにおいてはまた、「土地には土地を」の移住指針についても、これを明確に掲げ、次のように述べられている。

「農村移住者については、『土地には土地を』のアプローチ、つまり失われた土地に少なくとも見合うような生産的潜在性を有する代替地を提供するというアプローチを助長することが望ましい。」

④ 本件ダム建設にあたっては、原告らの同意は取られていない。まさに非自発的移住であって、上記のような国際条約やガイドライン等に反することは明白であり、違法である。

#### (5) 3 条件の不履行

① さらに、本件においては、日本国がインドネシア共和国政府に対する O D A 供与にあたって、いわゆる「3 条件」と呼ばれる条件を付していた。すなわち、日本国は、3 条件を O D A 供与の前提としており、この 3 条件が遵守されることを条件に O D A 供与を行うことになっており、これは、我が国の O D A 史上初めてのことであった。この 3 条件の内容は、1999年5月17日の国会答弁によると、以下のとおりである。

i 事業対象地に生息する全ての象を適切な保護区に移転するようにしなければならない。

ii 事業により影響を受ける世帯の生活水準が移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない。

iii 事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取り付けられなければならない。

なお、インドネシア共和国におけるマスコミ誌「プロスペクト」においては、3 条件の内容は、以下のとおり報道されている

i 立ち退き対象となっている全ての世帯主が、他の場所に移転する用意

がある旨を、個別的に一単に共同体の指導者の同意だけでは十分ではない—表明しなければならない。

ii 補償金の支払のための目録作成と実施にあたっては、住民は価額評価の決定過程に参加しなければならない—政府側のみで一方的に定められてはならない。

iii 貯水池の予定地域に生存する全ての野生生物、特に30頭の象が、良好に取り扱われ、絶滅させられてはならない。

そして、この3条件については、外務省は、「モデル・ケース」と喧伝し、上記国会質疑においても3条件が遵守されている旨答弁しているところであるが、前記第5の1記載のとおり、現実には、全く遵守されていない。

② そもそも3条件とは、それが履行されない場合には、ODA支出を中止するという趣旨のODA支出にあたっての前提事項であったと解されるべきものであり、日本国は、3条件が遵守されない間は、ODA支出を凍結すべき立場にあった。

そして、本件ダム建設によって生じた被害の実態や現地住民の対応などから明らかなどおり、3条件は全く遵守されておらず、漫然とODA支出を凍結しないままでいたのであり、日本国は、自ら付した3条件にも違反しているのである。

## 2 共同不法行為

第3「本訴訟の前提～ODAについて」及び第4「本件ダム建設を巡る事実の経過」において見たとおり、本件においては、東電設計がプロジェクト・ファインディングを行い、JICAがその東電設計に委託してフィージビリティ・スタディを作成せしめ、OECFがインドネシア共和国政府と借款契約を締結し、総額311億7700万円の円借款契約を締結し、本件ダム建設に至り、その後のプロジェクト監理を東電設計が受注している。そして、円借款供与の最終的な責任主体が日本国である。

本件ダム建設計画は、以上のような各被告関与のもと、完遂され、その結果、第6「本件ダム建設によって生じた被害」記載の原告らに対する被害を生ぜしめたものであって、各被告は、互いに関連共同性を有することは明らかである。

### 3 各被告らの有責性

#### (1) 日本国の有責性

##### ① 未必の故意

i 第5「本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等」から明らかなとおり、1990年から現地住民による本件ダム建設反対運動が始まり、同年4月には、日本経済新聞において本件ダム建設による環境破壊について報道されている。そして、1990年8月に鷺見一夫横浜市立大学教授や堂本暁子参議院議員らが現地調査入りし、9月には、鷺見一夫教授らが日本国に本件ダム建設へのODA供与の中止を申し入れており、1991年7月～9月にかけて、現地住民代表がジャカルタで日本大使館・OECF事務所に声明文を渡し、現地代表が来日し被告国に対して中止を申し入れている。さらに、1990年4月以降、度々にわたって国会において本件ダム建設の問題を巡って質疑が行われている。

すなわち、1990年以降、日本国は、現地住民をはじめとして関係各方面から、本件ダム建設によって被害が生じていること、あるいは被害が生じるであろうことを繰々指摘されてきたという経緯が存するのである。

例えば、国会（第121回国会参議院環境特別委員会）においては堂本暁子参議院議員から次のとおりの指摘がなされている。

「これは相手の国の状況ですと大変に信頼できないものがございます。私は去年、現地に参りまして住民一人一人に、全部聞いたわけじゃありません、二万人も住んでいるんですから。しかし、そこへ入っていってどうなのかと聞いた。反対すれば銃でおどかされる。実際そうです。調査するときに軍隊が入って銃でおどかし

ているという状況のもとで、だれが反対ですと言えますか。そういった政府の報告を信用なさるのかどうか。現にそれでも七百人の反対署名がジャカルタの日本大使館には届いているはずです。そういったような状況にあることを相手国に、もし何だったら私自身が録音もとっています。住民一人一人が本当は離れてたくない。大体平らなところなんです、ずっと。何でこんなところにダムをつくるのか私は全く理解に苦しむ。そういったところにこれからなぜ三百億もの金をかけて、日本がお金を貸してつくるのかということが私には大変に納得のいかないところです。ここで水没する熱帯林、熱帯林を保存しなければいけないということをやる環境の面では日本は主張していながら、一方でそういったものをどんどん計画としてインドネシアと一緒に進めている。融資なさる。これはやはりおかしいんではないか。これは少なくとも動物、それから住んでいる方については、どうしてもそこから離れてたくないけれども、銃でおどかされているから仕方がないんだということでみんなおびえているわけです。ですから、本当の合意というのは私は得られないと思っております。こういった巨大ダムをつくって熱帯林を埋没させる。それから住民が立ち退く。そして、スマトラゾウが移転される先はもう既に七十頭もの象がすんでいて、象は縄張り争いをするのでそこでは大変すみにくいですし、大体熱帯林がなくなったときにその中のあらゆる生物的多様性は壊されてしまいます。今、日本もバイオダイバーシティーの条約をつくろうとしてそこに参加している最中です。その片方の手で今大臣がるるおっしゃったような国際協力をしよう、片方の手でそういった破壊の方に融資をする。これは相手国側の責任といつも外務省はおっしゃいますけれども、それだけで

済むのかどうか、そこに大変疑問を持ちます。それから、きょうは経企庁もいらしていただいていると思いますけれども、速やかにこれは代替の案、これだけの熱帯林を壊さない、それから動物なりそこの生態系を壊さない方法、ソーラーということもあります。もっと小さい規模の発電ということもあります。大体私の見た限りは近くに工場もございません。住民もぱらぱらとしか住んでいないんです。どうしてこんなところにこんな大きなダムを建設しなければならないのか大変疑問を持ちました。

外務省とそれから経済企画庁からきちんとしたそこに対する御答弁をいただきたいと思います。」

第145回国会参議院行政監視委員会においては、富樫練三参議院議員から、以下のように、更に詳細な問題の指摘がなされている。

「例えばコタパンジャン・ダムの建設の場合ですけれども、一万七千人が立ち退きを迫られた。水没予定地の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキで書かれたり、だれが同意していないか一目でわかるようにされてしまったり、あるいは現地の村々では集会が禁止されて軍隊や警察の威嚇行為にさらされて署名をする、こういう状況であります。しかも、移転補償費は極端に低い、移転先での住民の生活は移転前よりも下がっているとN G O組織が報告しているわけなんです。」

「という三つの条件を付して円借款を行ったわけですよ。ところが、その点に関して、例えばこのダムの場合は水没面積が百二十四平方キロ、十カ村、五千戸、一万七千人の立ち退きが迫られた。読売新聞の現地取材によれば、水没予定地の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキで書かれ、だれが同意していないか一目でわかる形で署名集めが進められていた。また、あ

る雑誌では、現地の村々では集会が禁止され、軍隊、警察の威嚇行為にさらされている、そして署名が迫られる、こういう報告もされております。そして、日本に直訴にやってまいりましたラハマットさんという方、四省庁も会っているはずなんだけれども、地方政府の役人が補償の対象となる土地、家、樹木などのリストに関する膨大な書類へ署名を求める際についでに移転承諾書の署名もとったとか、あるいはこれに署名しなければいかなる補償も受けられなくなる、こうやっておどかして判こをもらっていたと、こういうわけなんです。そうすると、先ほどの三項目の中の借款契約の条件、住民の移転合意は公正かつ平等な手続を経て取りつけられなければならないという日本側が出した条件は守られていないじゃないですか。どうなんですか。」

「外務省の報告でもそういうふうに言っているんだけれども、手続上正しかったかどうかを聞いているんじゃないんです。どういう形でその判こがとられたのかということを聞いているわけなんです。しかも、今、移転補償の問題もありましたけれども、移転補償費は極端に低い。例えばゴムの木の場合には、一本時価で二万ルピアぐらいなんだけれども、インドネシア政府の補償基準は二千ルピア、十分の一なんですね。土地や家屋、畑なども極端に低い。とても応じられるような条件ではなかったと。N G Oの組織でありますインドネシア民主化支援ネットワークの現地調査、これによると移転した先で約半数の住民の生活水準は移転前より下がっている、こういうふうに報告されております。この報告では、特に外務省の報告では所得対策としてプランテーション作物の供与、作付二ヘクタールと書かれているけれども、実際には移転から四年たった現在でもまだゴムは育っていない、苗木さえ植えら

れていらないところもある、ゴムは植えてから収穫できるようになるまで早くても五年、平均七年かかる、収入が大幅に減ってどうやって暮らせばいいのかという問題を現在も抱えている、そのほかにも補償金の支払いや電力供給の問題、飲料水確保の困難、こういう問題があつて政府が公表している現状とは大分かけ離れた状態のまま残されている、こういうふうに報告されているんですね。この点でも借款契約の条件、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない、これと実態が全然違うじゃないですか。現在でもそうだ、こういうふうに言われているわけなんですね。どうなんですか。」

ii また、一方で、1991年10月、当時の外務省有償資金協力課長であった前述の石橋は、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府関係者に対して、以下のような発言をする。

例えば、住民移転についての同意取得や補償の問題については

「90年12月にイ政府は現地住民に対しプロジェクト実施と住民移転について説明を始めた様であるが、住民の一部には情報について十分知らされなかつたことでもあり、補償単価等についても不満が生じているようだ。今年9月に農民が日本とインドネシアのNGOに伴われて来日し、本件プロジェクトについて日本の関係者に訴えて回った」

と述べており、現地では、必ずしも同意書の取得が完全になされていないこと及び補償についても不完全であることについて懸念を述べている。

そして、住民の移転先についても

「ゴムは何年目から収益を生むのか」

「移住させられる農民は、自分の見るところ、他の農村地域に比し、恵まれた恩恵を受けてきたゆたかな農村達であり、彼らが現状の

移転地のあれ果てたすがたをめにすれば将来に不安をいだいたとしても当然であろう」

「現居住地は、稻作に加え、換金作物としてのココナッツ、ゴム等もあり、収入基盤が比較的しっかりしていてゆたかの様だ。一方、整備途上の現状で比較するのも良くないが、移転先は、全ての木を伐採し焼き払ったままで、まだみどりもなく、これでは移転に不安を感じる者が出ても仕方のない状況に見える」

と述べ、移転先では必ずしも移転前と同様の農業収益を住民が享受できないこと及び移転先が「あれ果てたすがた」である旨述べている。

iii さらに、1992年9月、当時の外務省有償資金協力課長である佐藤重和は、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府関係者に対して、以下のように発言する。

「問題点としては、現在井戸水が充分ではない」

「非水没地の補償問題については、政府はダム湖の対岸のみを補償対象とする意向であると承知するが、全ての土地を補償してほしい。因に住民はまだ1161ブロックの土地について、水没が予測されているのに補償費が支払われていないとして苦情を申し入れている（注：政府側は水没予定地の補償未払い地は80ブロックとしている）」

と言及していることから明らかなるおり、この1992年9月の時点でも移転先が居住地として不十分なものであり、かつ移転についての補償も未だに完全になされていないことは外務省関係者においても認識していたところであったのである。

iv 以上の経緯からすると、日本国は、少なくとも現地住民の反対運動が展開され始めた1990年の時点において、本件ダム建設によって、現地住民らに対して被害が生じていることあるいは被害が生じるであろうことは

認識していたはずである。

▼ しかしながら、一方で、石橋が1991年10月、次のような発言をしていることから明らかなどおり、日本国は、何が何でも本件ダム建設計画を推進・完遂しようとしていた。

「ご承知のとおり、インドのナルマダ・ダムはNGOらの反対によってたなざらしの事態に追い込まれているが、もしも本件で同じような事態が起こるとなれば、このプロジェクトにとどまらず、日本のイに対するODA全体にも重大な影響を与えかねないことを理解して欲しい」

「しかし、今日くすぶり始めた問題の扱いに失敗し、それを速やかにちんせい化出来ないと、ことは大きくなりかねない。万が一にもナルマダの二の舞のような事態に追い込まれることになれば、NGOはどの事案でもストップ出来ると思い込むことになる。それを防ぐ為にも、本件をポジティブなモデルケースにすることが肝要」

「これから約6ヶ月間が非常に重要な期間で、この間に反対派の熱を冷ましてしまわないと来春のIGGIの準備をするころ、対イODAがマスコミを含め、批判にされされかねず、こうした状況はわれわれの対応を一層困難なものにする」

すなわち、後述のとおり、インドのナルマダ・ダムとは本件と同様に日本国のODAによりダムを建設しようとしたが、環境破壊・住民の移転問題などから現地住民・NGOなどからの反対によりODA供与が凍結された事例であるが、石橋は、本件ダム建設計画がこのナルマダ・ダムの「二の舞」にならないようとの懸念の意を表しており、いかなる被害が生じようとも、本件ダム建設計画を推進・完遂しようとの意図を持っていたこと、そして、さらには、IGGIとはインドネシア共和国に対してODA

を供与している諸援助国及び諸機関の会議のことを指すが、その IGGI が始まる前に本件ダム建設計画に対する反対の声を封じようとの意図を持っていたことが認められるのである。

かかる事実からすると、日本国は、本件ダム建設計画によって現地住民に対して被害が生じていたことあるいは被害が生じるであろうことの認識を持ち、さらにはその被害発生について認容していたものと言わざるを得ないのである。

よって、日本国は、被害発生について未必の故意を有していた。

## ② 有過失

仮に、日本国において上記のように未必の故意が認められないとしても、少なくとも過失は認められる。

- i まず、第5「本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等」記載の経緯から明らかなどおり、日本国は、被害の発生を予見し得た。
- ii 次に、現地住民などに生じる被害を回避する手段は、即ち、本件ダム建設計画への融資の凍結であると認められるところ、日本国においては、現実においても本件ダム建設計画を凍結し得た。

ここでインドのナルマダ・ダムの事例が参考になる。

ナルマダ・ダムの建設にあたって、日本国は、本件ダム同様に建設資金を一旦はODA供与することとなつたが、後にODA供与が中止されたのである。ナルマダ・ダム建設計画は、インド西部ナルマダ川に3000以上の大・中・小のダムを建設するという壮大な構想の開発計画で、世界銀行が1985年にインド政府への4億5000万ドルの融資を決定し、日本国もこれに協調し、29億5000万円を融資することになった。しかし、甚大な環境的影響と20万人を超える強制立ち退き問題など、現地で激しい抗議行動が起き、米国内で環境NGOが世界銀行、米国議会などに強力に中止を要求した。1989年10月には、米国議会ナルマダ・ダム

・プロジェクトに関する特別聴聞会関係委員長と議員が世界銀行にプロジェクト中止要請の書簡を送り、1990年4月～6月には、日本の国会でナルマダ・ダム建設計画に関する質疑応答がされた。そして、1990年6月、追加融資をしない旨表明したのである。

このように、ナルマダ・ダム建設にあたってのODA供与中止にあたっては、ダム建設にあたって生じる環境問題とダム建設地域に居住する住民の移転問題を理由として、ODA供与が中止されるに至ったわけであるが、本件ダム建設にあたっても同様の問題が生じており、ナルマダ・ダムとことさらに別異に解する何らの特別の理由もなかつたのであって、日本国としては、本件ダム建設にあたってナルマダ・ダムと同様の問題が生じていることが認識し得た段階でODA供与を中止すべきであったのである。

iii 以上により、仮に、日本国において未必の故意が認められなくとも、少なくとも過失が認められることは明らかである。

## (2) 東電設計の違法性有責性

### ① 東電設計の役割

東電設計は、本件ダム建設計画全体の監理を受託したプロジェクト監理会社であった。すなわち、本件ダム建設計画をプロジェクト・ファインディングの段階から関与し、JICAの依頼のもと、フィージビリティ・スタディの作成及びエンジニアリング・サービス借款による詳細設計の作成、そして建設工事本体のプロジェクト監理契約と終始一貫して本件ダム建設計画を主導してきたのが東電設計なのである。

### ② 要請主義の潜脱

第3「本訴訟の前提～ODAについて」において問題点として指摘したように、日本国とのODAにおいては、被援助国からの「要請」を前提とする建前となっているが、実際は、東電設計のような日本企業がプロジェクト・ファインディングを行い、融資案件を発掘してくるのが実態である。

このように日本国が建前とする要請主義を率先して潜脱しているのが本件のプロジェクト・ファインディングを行った東電設計なのである。

### ③ フィージビリティ・スタディの欺瞞性

#### i 架空の電力需要

ア 本件ダムは一応は多目的ダムとされ、洪水制御・灌漑・観光開発・養魚などの目的が掲げられたのであるが、主要目的とされたのは、発電である。すなわち、フィージビリティ・スタディ報告書によれば、以下のとおりである。

まず「コタパンジャン水力発電プロジェクトは、リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、州内の電化を促進して地域住民の生活水準の向上をはかるため、重要なプロジェクトである。プロジェクトの完成により従来、制約されていた電力供給が解消し、新たな電力需要に対応することができる。又、これを機にリアウ州内の送電線ネットワークが完成し、今まで電力の恩恵を受けなかった地域の電化率は飛躍的に上昇することになる」（11頁）とあるように、リアウ州においては将来的に電力需要が飛躍的に増大するとされている。

そして本件ダムは「同プロジェクトは、リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、州の電化率の向上を促進しようとするものである。又、ダムの完成により、下流の洪水緩和、かんがい用水増加等の効果もあり、同州の地域開発の根幹となる重要なプロジェクトである」（4頁）とあるように、主として急増する電力需要に対応するための発電用のダムと位置づけられている。

そして、その電力需要の具体的な見込みについては「予測の結果は、リアウ州では2000年の電力需要1260.2 GWh 及びピーク負荷287.7 MW となり、1981年の実績45.8 GWh 及び12.3 MW と対比するとそれぞれ約27.5倍及び23.4倍となり、19カ年の

年平均増加率はそれぞれ 19% 及び 18% と予測された。又、コトパンジャン発電所が完成するまでの 1981～1991 年の 10 カ年についてみると、この間の電力需要の年平均増加率は 29% と非常に高い値が予測された」（5 頁）と予測されている。

イ しかしながら、電力需要の見込みは、フィージビリティ・スタディ報告書作成当時においても、また現在においても、以下のとおり、全く根拠のないものであった。

すなわち、（ア）リアウ州での人口密度は、フィージビリティによれば、一平方キロメートル当たり約 24 人にすぎず、また、近くに大規模工業地帯があったわけではなく、このような状況下では、本件ダムのような発電量の大きなダムを作らなければならない必然性はない。（イ）また、リアウ州において電力需要が急増するとの見込みについても、急増する電力需要なるものは、現実のものではなく、単なる架空の見込み需要にすぎなかった。つまり、今後ジャワからスマトラへの「集団移住計画」が進展するにつれて、電力需要が逼迫してくるという仮定が前提であったのである。この「集団移住計画」とは、スハルト大統領の下のいわゆるスハルト・ファミリーが押し進めようとしていた、リアウ州における大規模ゴム園・油ヤシ園・大豆農園建設のための労働力確保にともなう人口移住計画であったが、1998 年にスハルト政権が倒れ、この計画が頓挫してしまい「集団移住計画」も中止されてしまった。それ故、現在においては、この仮定的電力需要の見込みさえも根拠を失っているのである。

## ii 本件ダム建設による影響についての誤った予測

ア フィージビリティ・スタディ報告書によれば、本件ダム建設による水没地域は、「貯水池の湛水により水没する主要物件は、家屋 264 戸、田地 386.4 ha、公共施設 162 件、国道 25.3 km、州道 27.

2 km等」(7頁)、「計画区域内の『村落調査』を実施した結果、ダム建設に伴い直接的に影響を受ける村落は、リアウ州及び西スマトラ州にまたがる10カ村になることが判明した。常時満水位(HWL)を85.00mと設定すると貯水池面積は124km<sup>2</sup>に達し、その中で水没家屋は2644戸となり、家族数では2990家族、水没水田は3864ha」(4-19頁)であった。

イ しかしながら、この水没地域の予測も、以下のとおり、完全に誤ったものであった。

すなわち、2002年5月に行なわれた鷲見一夫新潟大学法学部教授らによる現地調査ではフィージビリティ・スタディには上げられていない12ヶ村以上の人々がダム建設の影響を受けていることが明らかとなつた。具体的には「第6 本件ダム建設によって生じた被害」で述べたとおり、タンジュン村、バルン村のリアウ州2ヶ村とパンカラーン・コト・バル郡の10ヶ村が冠水被害を受けて、住民が移住を余儀なくされたり、生活道路の寸断による交通難を強いられたりしている。また、そもそも移転させられた住民の総数はフィージビリティ・スタディによれば1万3097人となっているが、現時点では約2万3000人の住民が移転させられている。

### iii 住民に対する極めて不完全な手当

上記のように、水没地域について予測が極めて杜撰であったことに加え、住民に対する手当についても全く不十分なものであった。

フィージビリティ・スタディによれば「水没住民に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住地のための候補地として、現在の居住区とできるだけ隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点(Transmigration 及び Plantation Project)が最優先にとりあげられ、移転により住民の生活水準が向上するように配慮されるべきである。このよ

うな観点から州開発計画局（BAPPEDA）と協議のうえ、9ヶ所の移転候補地を選定した」（7頁）、「水没地域の住民にたいしては、移転先の提供について十分な配慮がなされるべきである」（12頁）とあるように、住民に対する手当として①適切な補償及び②移転先の選定が予定され、移転先の選定にあたっては「こうした水没家族に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住のための候補地が求められるが、JICA調査団は、州開発計画局（BAPPEDA）と協議の上、次の候補地を選定した。・・・又、移転地は現在の居住区とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点（例：移住、プランテーションプロジェクト）を最優先に取り上げた」（4-19頁）とされている。

そして「こうした対策から、水没に伴う補償及び再定住については、何ら問題が生じないと思われる」（4-21頁）として、上記のような対策で十分であるとの結論を導き出している。

しかしながら、以下のとおり、住民に対するこのような手当では極めて不十分であったことは、明らかであった。

#### ア 予定された移転先の状態

現地住民の移転先の多くは熱帯林を切り開いて、ブルドーザーで造成された土地であり、表土が洗い流されて、赤土状のラテライトがむき出しの状態になっている。このような土地の状態では、持続的な農業を行うことは不可能であり、到底、従前のような生活を営めない状態であった。

#### イ 補償額の不当性

フィージビリティ・スタディーでは現地住民に対する補償費について「(6)補償費 水没地域内に住む人々の移転費用として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含むものとする。単価は、PLNと協議の上で

決定した」(VIII-2頁)と記述されている。

そして、1991年にインドネシア共和国政府が、移転対象の住民約1万5千人に提示した土地の補償金額は、1平方メートル当たり750ルピア(約55円一当時、以下同じ。住民要求は7000ルピアであり、インドネシア共和国政府の提示額の9倍)と極めて低額であった。同様に、ダム水没地区10村の家屋には、1平方メートル当たり13万ルピア(約9500円、住民要求は35万ルピア)であり、ゴムなどのプランテーションは50ルピア(住民要求は3000ルピア、60倍)であった。

そして、重要な生計手段であるゴム、ココヤシ、コーヒー、バナナについてみると、成木1本当たり、

ゴム 2000ルピア(住民要求は15000ルピア)

ココヤシ 4000ルピア(住民要求は40000ルピア)

コーヒー 1600ルピア(住民要求は7000ルピア)

バナナ 2500ルピア(住民要求は6300ルピア)

と政府が提示した補償額と住民の要求額との間には極端な開きがあった。ゴムの木1本から1年に4000ルピアの収益があがり、通常ゴムの成木1本で2万ルピアの価値があるといわれている。またココナツの実1個の値段は400ルピアで1本に約30個の実がつくが(これだけで12000ルピア)、年中交代で実が熟することを考えれば、4000ルピアという政府提示額がいかに不当なものかが理解できる。このように補償額について、フィージビリティ・スタディによれば「単価はPLNと協議の上で決定した」とあるが、実際の補償額は非現実的なほどに低廉であったのである。

#### iv ミナンカバウ社会への無理解

フィージビリティ・スタディ報告書には原告らの属するミナンカバウ

社会に関する記載が一切ない。

v 自然環境・生態系への影響に関する極めて不完全な調査

フィージビリティ・スタディ報告書によれば、本件ダム貯水池による生息域の水没により保護が必要な希少動物としてスマトラ象のみがあげられていなかった。

しかし、本件ダム貯水池にはその他にも、スマトラ虎やマレーバクなど国際自然保護連合が絶滅危惧種としてレッドデータ・ブックにあげている希少動物が生息していた。

④ プロジェクト監理契約の不履行

上記のように、東電設計作成のフィージビリティ・スタディは、極めて杜撰なものであった。本件ダム建設によって生じた被害は、このような杜撰なフィージビリティ・スタディによって起因されたものであるが、東電設計は、以降の本件ダム建設についてのプロジェクト監理過程においても、フィジービリティスタディーを再検討・是正することなく、漫然と本件ダム建設計画を押し進め、貯水を始め、現地住民に甚大な被害をもたらしたのである。

また、東電設計のプロジェクト監理契約違反というべき事態は、現地住民らに対する被害発生にとどまらず、歴史的遺産のムアラ・タクス寺院遺跡が水没の危機にさらされるという事態をも生ぜしめている。すなわち、ムアラ・タクス寺院遺跡とは、本件ダム貯水池に位置する11世紀～12世紀に建立されたと推定されている仏教寺院であり、フィージビリティ・スタディには、このムアラ・タクス寺院に関して「貯水池終端のムアラタクス付近に仏教遺跡がある。この遺跡は11世紀から12世紀に建設されたもので、考古学的、歴史的に重要な文化財である。従って、湛水により水没するがないように、貯水池の満水位は遺跡の敷地の最低標高86.25mよりも低く85mとした。しかし、洪水時（2000年確率）にバックウォーターにより貯水池水位が上昇して一時的に86.39mとなるので、敷地の貯水池に面した位置に堤防を（高さ2.

5m、延長1.5km)を設け、浸水を防ぐように計画した。・・・遺跡の保存については、今後、地質等の詳細な調査に基づき、具体的な工法を検討する必要がある」(7頁)と記載されている。しかしながら、現在においてもム阿拉・タスク寺院の周辺には堤防が建設されておらず、そのような状態で、本件ダムの貯水が始まられたのであり、ム阿拉・タクス寺院は、現在、水没の危機にさらされているのである。

### (3) JICAの違法有責性

#### ① フィージビリティ・スタディの作成

i JICAは、東電設計に委託してフィージビリティ・スタディを作成させた。

そもそも、前述のように、東電設計は、本件ダム建設設計画において、プロジェクト・ファインディングの過程から関与しており、自らが本件ダム建設設計画の「案件探し」を行った企業であり、そのような立場にある企業は当該案件についてほぼ間違いなく「実行可能」であるとの結論を下すことは容易に想像できることである(即ち、自ら探した「案件」につき、自らが「実行可能」であるとの結論を下すのであって、いわば「お手盛り」の様なものである)。このような企業に引き続きフィージビリティ・スタディを作成させること自体に過失があるものと言わなければならぬ。

ii そして、現実に東電設計の作成したフィージビリティ・スタディは、前述のとおり、極めて不備の多いものであり、JICAは、このような不備の多いフィージビリティ・スタディを再検討し、不備を是正すべき立場であったところ、漫然とそれを見過ごし、結果、現地住民らに対して甚大な被害を及ぼしたのである。

#### ② 環境ガイドラインの遵守義務違反

i JICAは、1991年2月に「ダム建設設計画に係わる環境インパク

ト調査に関するガイドライン」を作成している。これは本件ダム建設計画のフィージビリティ・スタディ実施後に作成されたガイドラインであるが、ここでは、環境配慮について「開発プロジェクトにより著しい環境インパクトが生じるか否かを調査し、その結果を評価し、必要に応じ、環境インパクトを回避または軽減するような対策を講じることである」(iii 頁)と明確に定義し、そのためのダム建設による環境影響に関わる事前評価の必要性について展開している。これは、開発プロジェクトに関わる機関が遵守すべき指針を示したものであるが、JICAは、以下のように、かかるガイドラインにも違反しているものと言わざるを得ない。

ii まず、同ガイドラインでは、社会環境に与える影響に関するインパクト調査項目の筆頭に、住民移転についての項目を挙げ、「移転させられる住民の生活基盤の喪失、新たな移住地への社会的、文化的な適応の不安等により、移転させられるダム計画への反対運動の発生、利害関係や内政問題の派生、あるいは民族的対立の激化等がありうる。・・・移転はダム事業の成否を決定する基本的問題である。特に、少数民族が存在しているときには、問題が起こりやすい」と移転問題の重要性を指摘した上で、「対策等」として「1. 移転計画の見直し。2. 十分な経済的・文化的補償の検討。3. 事前の情報公開、伝達、対話等の検討。4. 移転先の生活、経済環境整備」などが挙げられている。

しかし、実際には本件プロジェクトに関して、移転が甚大なる被害を移転住民に及ぼしたことは「第6 本件ダム建設によって生じた被害」でも見たとおりであり、何ら同ガイドラインに規定されているような措置は取られなかった。

iii また、同ガイドラインには「国際自然保護連盟（IUCN）のRed Data Bookに絶滅危惧種あるいは希少種として記載されている種

が地域内にあれば注意を要する」「当該地方に特有の種があれば慎重な考慮を要する」とし、それに対する「対策」として「動物の移住」などがあげられている。

しかしながら、本件ダム貯水池に生息する野生動物のうち、「移住」の措置が取られたのは、スマトラ象だけであり（それも極めて不十分な措置であった）、他の野生動物については何らの「移住」措置も取られなかつたのである。

iv 以上のように、JICAは、漫然と東電設計に対して極めて不備なフィージビリティ・スタディを造らせたのみならず、それ以降も、自ら策定したガイドラインをも遵守せず、何ら「環境インパクトを回避または軽減するような対策」を講じないままでいたのである。

#### (4) JIBC (OECF) の違法有責性

① 第4記載のとおり、OECFは、1985年・1990年・1991年の三度にわたり、インドネシア共和国とODAの借款契約を締結しており、1990年・1991年に現地へ調査ミッションを派遣している。そして、前述の1991年9月17日、現地住民代表が来日した際、OECF担当者も現地住民代表者の応対をしている。

したがって、OECFが現地住民に被害が生じるであろうことを予見できしたこと、あるいは予見していたことは、日本国と同様である。

② そして、OECFのODA供与は、OECFが 1989年に策定した「環境配慮のためのガイドライン」にも違反する。

以前から、日本国のODA供与が世界各地で環境破壊を引き起こしているとの批判があり、そのため1985年以降、日本国における援助機関において、さまざまな環境ガイドラインが策定された。この「環境配慮のためのガイドライン」もその一つで、その序文によれば「近年、環境問題が国際的にも一層重要になってきている状況を踏まえ、環境配慮が効果的・効率的に行

われることを確保する」ことを目的とし、「先方借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり、融資機関としてのOECFの審査は借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となる」としている。

そして、環境配慮に際しての基準として、自然環境については「②主要な動物及び植物の生息状況に著しい影響を及ぼさないように措置されること。③貴重な動物及び植物の保護が図られるよう措置されること。」と規定され、社会環境については「既存の環境に著しい影響を及ぼさないように措置されること。」と規定されている（4頁）。

しかしながら、第5の1記載のとおり、本件においては、全く環境のための配慮がなされていないと言わざるを得ない。

OECFは、自ら策定した「環境配慮のためのガイドライン」に違反する態様で、本件ODA供与を行っていたのである。

## 第8 原告らの被告らに対する請求権

本件ダム建設により原告らが被っている損害は、上記第5章記載のとおりである。

これら被害からの正当な権利回復のために、原告らは被告らに対して、以下のとおりの請求権を有する。

### 1 原状回復

#### (1) 原状回復の必要性

前記のとおり、本件ダム建設の強行は、原告らの生活維持すら、根本的に困難な状況を現出してしまっている。

#### (2) 原状回復の妥当性・非代替性

① 原告らが被っている上記のとおりの致命的権利侵害状況から、正当に権利回復されることが急務であることは多言を要しない。

- ② 従って、この権利回復のためには損害賠償等金銭的措置のみでは全く不十分ないし全く無意味なのであって、何よりもその生活のための必須不可欠の自然環境の保持回復こそが、絶対的な要件である。
- ③ そのために必要なことは、現在進行している貯水措置を直ちに中止し、森林を水没状況から救出し、従前どおりの良好な自然環境に戻すことである。これによってのみ、本件ダムによって現在的にも悪化の一方をたどる被害を回復することが出来る。
- ④ しかして、その実現のためには、本件ダムの水門を開披し、なお、それでも排除しきれない水位において、従前の川の水位を超える部分の貯水を排水することである。そして、この状態を維持して、従前どおりの流下状態を実現し続けることである。

(3) 原状回復についての、被告らの作為義務の内容

- ① 原告らは、以上のとおりの原状回復措置を、被告ら日本関係者及び、彼等と共同して本件権利侵害を行い、かつ現に行っているインドネシア共和国・同国電力公社に対して要求する権利を有している。
- しかし、本件ダムの所有者・管理者は、本件訴訟の被告である日本国関係者らではなく、上記インドネシア関係者である。
- ② そこで原告らとしては、日本国の国家権力の主権作用であり、日本側関係者を被告とする本件訴訟に於ては、本件ダムに対する直接の作為を請求内容とすることはしない。
- しかし、共同不法行為者でもある日本側関係者に対して、本件被害回復に必須不可欠である原状回復について、それに資するべき、その立場上最大限の行為をなすことを求めるものである。
- ③ その内容が、被告らがインドネシア共和国政府及び同国電力公社に対して行うところの、別紙1ないし3記載のとおりの勧告である。

(4) 被告らの作為義務の根拠

## ① 原告らの人格権に基づく原状回復請求権

i 人格権の法的根拠は、生命・自由および幸福追求を保障する日本国憲法13条である。深刻な公害や環境破壊は、生命・自由・幸福追求を侵害することは明らかであり、およそ地球上の生物が生存の危機・恐怖にさらされことなく健康で幸福な生活を営むについて不可欠の利益の総和を「人格権」として捉えることができる。

人格権は、立法・行政に対して良好な環境の確保や幸福追求の実現を求める根拠としての側面と、民事訴訟において、権利の侵害に対する原状回復・差止ないし損害賠償を請求する私権としての側面を有する。

以上については、昭和50年の大阪空港控訴審判決（大阪高裁昭和50年11月17日において「およそ、個人の生命、身体の安全、精神的自由は、人間の生存にもっとも基本的なことがらであって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いなく、又人間として生存する以上、平穀、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも最大限尊重されるべきものであって、憲法一三条はその趣旨に立脚するものであり、同二五条も反面からこれを裏付けていると解することが出来る。このような、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができる。・・・

人格権の内容をなす利益は、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成することに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくても当然に承認されるべき基本的権利である」と述べられているところであり、裁判例においても、生命・身体・精神及び生活に関する利益の総体を人格権として承認している。

以上のように、日本国憲法13条は、私権としての人格権の実定法上の根拠をなすものなのである。

## ii 人格権に基づく原状回復請求権

公害を人格権を根拠に差止めることが出来るとの主張は、現在の学会においては通説的な意思を占めており（沢井裕「差止請求の法的構成」『自由と正義』34巻4号7頁）、判例においても、人格権は「物情請求権と同質の権利として、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害行為を予防するため、侵害行為差止請求権を有するものと解すべきである」（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決）と述べられているところからも明らかだとおり、人格権を侵害された者が侵害差止請求権を有することは確立された判例・通説である。

### iii 原告らの人格権に基づく原状回復請求権

本件において原告らが置かれている立場は、それぞれ生活又は生存が危機的に脅かされ、致命的な権利侵害状況下に追いやられているというべきであって、まさに人格権が侵害されている状態である。

したがって、原告らは、人格権に基づく原状回復請求権を行使しうる立場にある。

## ② 原告らによる債権者代位権の行使

i インドネシア共和国政府・同国電力公社は、本件ダム建設計画の策定・推進に当たっては、原告ら現地住民の生活保持、十分な補償を約した。

また、原告ら動物らに対しても、その生存環境の保全を公約していた。

ii 従って原告らは、インドネシア共和国政府・同国電力公社との間に於て、自分たちの生存・生活維持のための適切な処置を講ずべき事を要求しうべき契約上の地位にあった。

iii ところで本件ダム建設計画にあっては、被告日本政府は単にその経済的支援・融資のみならず、本件計画の万般について、すなわち住民の移住計画・諸動物の保護計画・ダム基盤の土木工事・ダム建設工事・発電計画・電力配給システムの実施・発電所建設等々、全ての領域に関して計画を策定し、主要な工事を日本の企業が請け負うほか、そもそもプロジェクト

全体の監理をなすことを、インドネシア共和国・同国電力公社に約し、その上で個々的にも、被告株式会社東電設計との間に於いてプロジェクト管理契約が締結された。

従って、被告らはインドネシア共和国・同国電力公社に対して、いわゆる3条件を含めて、本件ダム建設・管理が適切に行われ、いささかなりとも原告らの権利に対する不当侵害が生じないように、しかるべき監理をなす契約上の義務を有しているものである。

iv 原告らが現在深刻な被害を被っていること、これらについて原告らがインドネシア共和国・同国電力公社に対して、然るべき権利回復措置を講ずることを要求しうべき地位にあることは前述のとおりであるが、しかし、インドネシア現地の情況は、遺憾ながら、かかる権利回復措置について十分に社会制度が機能することが必ずしも期待できない実情にある。

しかし、原告らの致命的被害は日々に拡大進行している。

v よって、原告らは生存権等自己の絶対に譲ることの出来ない権利の実現のために、インドネシア共和国政府・同国電力公社が被告らに足しいて有しているところの、適切な監理行為を求める契約上の権利に代位して、これを行使するものである。

## 2 損害賠償請求

また、原告らは、同時に被告らに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するものであり、原告らそれぞれに生じた損害は金銭評価すると各金500万円を下らない。

## 第9 結語

よって、原告らは、被告らに対して、人格権にもとづく原状回復措置として別紙1ないし3記載の勧告（予備的に別紙4記載の勧告）を行うこと並びに共同不法行為にもとづく損害賠償として金193億500万円及びこれに対する

本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いをを求める。

以上

証　　拠　　方　　法

追って提出する

添　　付　　書　　類

- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 | 訴訟委任状 | 3861通 |
| 2 | 資格証明書 | 3通    |

別紙1

(1) 日本国は、1982年以降、貴国が貴国リアウ州と西スマトラ州においてカンパル・カナン川とマハット川の流域を貯水池とするコトパンジャン・ダムの建設事業に対して、技術的・経済的に必要とされるすべてについての全面的な協力をに行ってきました。

しかし、このコトパンジャン・ダム建設が、当該流域に居住し伝統的生活を送っていた多くの貴国住民の生存・生活を破壊し、同地域に棲息する世界的に貴重な稀少生物の生存に深刻な影響を与えるなど重大な環境破壊を生じさせました。

(2) そこで、上記住民及び稀少生物に対する共同不法行為者と認定された日本国は、原状回復措置として、直ちにコトパンジャン・ダムの水門を開扉することにより、カンパル・カナン川とマハット川がコトパンジャン・ダム築造以前と同様の流下状態を復元するとともに、カンパル・カナン川とマハット川の峡谷や周辺の山地が従前同様の自然環境状態を復元できるために必要十分であるところの導水路の開削ないしはコトパンジャン・ダム堤体基底部への通水設備の設置等しかるべき工事を行うことにより、稀少生物の生存・生育について十分な環境復元整備の措置を行われるよう勧告します。

(3) なお、貴国が以上の措置を執られる上で必要となる費用につきましては、我が国が本件計画に参画協力した趣旨経緯にふまえまして、十分な協力を致す所存であります。

## 別紙2

(1) 当社は、1979年以降、貴国が貴国リアウ州と西スマトラ州においてカンパル・カナン川とマハット川の流域を貯水池とするコトパンジャン・ダムの建設事業に対して、計画・設計より貯水に至るまで、コンサルタント業務を通じて全面的に関与してきました。

しかし、このコトパンジャン・ダム建設が、当該流域に居住し伝統的生活を送っていた多くの貴国住民の生存・生活を破壊し、同地域に棲息する世界的に貴重な稀少生物の生存に深刻な影響を与えるなど重大な環境破壊を生じさせたことは否定できません。

(2) そこで、上記住民及び稀少生物に対する共同不法行為者と認定された当社は、原状回復措置として、直ちにコトパンジャン・ダムの水門を開扉することにより、カンパル・カナン川とマハット川がコトパンジャン・ダム築造以前と同様の流下状態を復元するとともに、カンパル・カナン川とマハット川の峡谷や周辺の山地が従前同様の自然環境状態を復元できるために必要十分であるところの導水路の開削ないしはコトパンジャン・ダム堤体基底部への通水設備の設置等しかるべき工事を行うことにより、稀少生物の生存・生育について十分な環境復元整備の措置を行われるよう勧告します。

(3) なお、当社は、上記措置につき、計画設計を速やかになし、工事の監理も責任をもって行います。

### 別紙3

貴国リアウ州バンキナン所在のコトパンジャン・ダムについて、水門開扉等の措置が講じられ、貯水域の土地に従前居住していた住民が帰還するに際しては、強制移動中に生じた生活上の困難について十分な補償が行われますよう勧告します。

#### 別紙4

貴国リアウ州バンキナン所在のコトパンジャン・ダム建設への我が国の協力については「住民への完全な補償」が条件の一つとして明記されていたところ、コトパンジャン・ダム建設工事に際しましては、貯水域の土地に居住する多くの住民が強制移住させられましたが、現在に至るまでこの補償が実行されていない現実があります。つきましては、早急にしかるべき政策的措置を講じられますよう勧告します。

別紙 村落一覧表

州名	新村名	旧村名	移転先地区名	現住所	移動日
西スマトラ州	(A) タンジュン・パリット村	タンジュン・パリット村	リンボ・ダタ第1居住地区	リマブル・コタ県パンカラン・コト・バル郡	1993年7月
	(B) タンジュン・パウ村	タンジュン・パウ村	リンボ・ダタ第2居住地区	リマブル・コタ県パンカラン・コト・バル郡	1993年7月
	(C) タンジュン・アライ村	タンジュン・アライ村	ラナ・コト・タロゴ地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1994年10月
	(D) ルブック・アグン村	バトゥ・フル・フルスラット村	ラナ・スンカイ地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1995年1月
	(E) コト・トウオ村	コト・トウオ村	ムアラ・タクス第2居住地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1994年3月
	(F) ムアラ・タクス村	ムアラ・タクス村	ムアラ・タクス第1居住地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1994年1月
	(G) ムアラ・マハット・バル村	ムアラ・マハット・バル村	パンヂナシメ/G移住地区	カンノバル県タブン郡	1994年3月
	(H) ポンカイ・バル村	ポンカイ村	スラタン・シベルアン第2居住地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1996年2月
	(I) グヌン・ブンス村	グヌン・ブンス村	スラタン・シベルアン第1居住地区	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1993年3月
	(J) ポンカイ・イスティコマ村	ポンカイ・イスティコマ村	ポンカイ・イステイコマ地区(自主的に移住)	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	1995年1月
リアウ州	(K) タンジュン村	タンジュン村	(移住対象外)	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	
	(L) バルン村	バルン村	(移住対象外)	カンノバル県ティガプラス・コト・カンノバル郡	